

VI 自由黨外交調査人報告書

RA'-0292

0222

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

昭和二十九年九月

自由党外交調査会報告書

RA'-0292

0223

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0292

0224

まえがき

本調査会は去る三月十二日発足以来約七十回の会合を開き、わが国の外交基本方針に関し鋭意研究
討議を重ねて来た。

本報告書は九月二日の自由党外交調査会総会において慎重審議の上決定せられ、同十一日の自由党
総務会において党外交方針として正式に承認せられたものである。

昭和二十九年九月

自由党外交調査会

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA'-0292

甲、総括報告書

目次

第一章 国際情勢の分析	一
第二章 日本外交政策の基本的目標	四
一、独立体制の完成	四
二、安全保障の確保	五
三、経済の安定と自立の達成	六
四、アジアの安定上重要国家としての地位の確立と世界平和への寄与	一〇
第三章 各国別外交方針要領	一〇
第一、対米関係	一〇
第二、対東南アジア関係	一一
第三、対英関係	一二
第四、対中関係	一四

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0225

第五、対ソ連関係	一五
第六、韓国関係	一五
第七、台湾国民政府関係	一六
第八、対中南米関係	一六
第四章 外交機構の充実	一六
第五章 外交知識の普及	一七
乙、分科会報告書	
第一分科会（安全保障）報告書	一九
第二分科会（貿易振興関係）報告書	二五
第三分科会（東南アジア関係及び賠償問題）報告書	二五
第四分科会（米州関係及び移民問題）報告書	二四
第五分科会（日英関係、外交機構、外交知識普及）報告書	二七
第六分科会（中共、ソ連、韓国、台湾関係）報告書	二五
丙、経過報告書	
（委員名簿）	二九
総会経過	三三
分科会経過	三七

甲、総括報告書

RA'-0292

0227

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

総括報告書

第一章 国際情勢の分析

一、インドシナ休戦の実現によつて一応国際関係緊張緩和の機運が促進せられ世界の民主、共産兩陣営の暫定的歩み寄りの状態が招来されたかの如く見られるのであるが、兩陣営間の所謂冷い戦争は依然として継続するものと認められる。独逸統一問題、朝鮮統一問題の困難性、中共の台湾解放要求等はこれを裏書きするものと思われる。

二、インドシナ休戦を契機としてソ連、中共、インド、英、仏等に依り民主、共産兩陣営の平和的共存の思想が喧伝せられ、米国の所謂「巻き返し」政策も一歩後退したようであるが、米国及びソ連、中共の政策の根本に重大な変化を認むることは出来ない。ただ英仏及びインドを始めとする東南アジアの所謂コロポ・グループ諸国の主張する兩陣営の「話合いに依る平和」の空気が一段と濃化したことは認めざるを得ないが、さりとて英国が従来より対共産圏政策として堅持している「力

を基礎とする平和」即ちピース・スルー・ストレングスの政策には基本的には変更を認め得ない。

三、右の情勢に鑑み民主陣営は欧州においては欧州共同防衛体制を強化せんとしており、また東南アジアにおいては、両陣営間の勢力の均衡を確立し共産勢力のこれ以上の進出を喰い止めることを考慮し東南アジア防衛機構及び東北アジア防衛機構の設置乃至これと表裏の関係にあるアジア・マールシャル・フラン等に依る反共体制の確立を企図し、九月初旬には比律賓において英、米、仏、豪、州、新西蘭、タイ、パキスタン、フィリッピン、の八カ国代表の参加する東南亜防衛機構の会議開催の運びとなっている。

四、インドシナ休戦を契機としてアジアにおける共産主義勢力が増大し、中共の国際的地位が重視されるに至つたが、米國に依る中共承認の可能性は当分の間ないものと認められる。今回の国連総会においては中共代表権が問題となるかも知れないが、国連における中共代表権の承認は現段階では相当困難ではないかと思われる。

台湾の国民政府に対する米國の態度は当分現状の俟と思われ、中共の台湾解放の企図に対しては米國は実力を以て阻止することを明らかにしている。またソ連と中共との一體的関係は益々強化されておるようであり近き将来において中共のチトー化等重大な変化が起るべしという期待は一般にもら得ない情況である。然しソ連と中共との関係の推移如何は充分注意を要するところである。

五、ソ連、中共は今後共対日平和攻勢を執拗に行うものと認められるが、ソ連、中共が日本に対する直接乃至間接侵略の底意を放棄したものと認むることは不可能であり、その真意は日本を米國より引離して中立化し、ひいては、日本を共産陣営内に引き入れんと企図しておるものと認むべきである。なお、わが国内に於ける共産活動の情況も看過し難いものがあると認められておる。

従つてソ連、中共の対日平和攻勢については充分警戒する必要を認める。

六、インドシナ休戦を契機として、日本の役割に対する米國の期待は頗る高まり、特に日本經濟の安定に関する米國の関心が増大したように見受けられ、また英國においてもアジアにおける日本の地位を見直し、または日本經濟の危機打開のため、日本の東南アジア貿易について理解ある態度を示すような空気が表われ、一般に世界各國がアジアにおける日本の役割に関心を示して来たように思われる。従つて、日本と東南アジア諸國との関係改善は一段と期待し得るように見受けられる。

七、最近における国際情勢の推移並びにアジア民族主義の抬頭に伴い世界におけるアジアの比重が増大し、アジア問題に対するアジア諸國の發言權も増大したように思われるので、今後のアジア政策においてはアジア民族の自由、独立、繁榮等その民族感情を充分尊重することの必要が一層増したものと見るべきである。

なお右アジア民族主義、アジア解放等の主張に名を藉りて共産主義の浸透を促進せんとする傾向

に対しては警戒を要するものがある。

八、インドシナ休戦に依り世界の熱い戦争は一応終熄し、軍需産業より平和産業への移行が促進せられ、従つて国際物価の低落と貿易競争の激化が予想せられる。なお、磅、マルク等西欧諸国の通貨の自由交換性回復の機運は進みつつあり、これが実現に伴つて、国際貿易取引の自由化、活況化を助長する傾向を生ずることが予想されるが、これに対処しうるようわが国産業貿易の国際競争力を培養する必要一層切なるものがある。また東西貿易拡大への各国の努力は一層助長されるものと認めらる。

九、上述の如き国際情勢に鑑み、わが国としては、独立自主の体制を完成確保し、経済の安定、貿易の増進を図り、自由国家群との協力を一層密にしアジア諸国との善隣友好関係を樹立し、世界平和の維持に積極的な役割を果すべき段階が展開してゐると見るべきである。

四

第二章 日本外交政策の基本的目標

一、独立体制の完成

日本は対日平和条約の発効に依り独立を回復したのであるが、名実伴う独立体制を完成するため

には次の措置を必要とする。

- (一) 自衛力を漸増して自衛体制の確立を図ると共に、将来においては、双務平等を基礎とする適切な地域的集団安保機構に加入すること。
- (二) 国連、ガット、その他一般的国際機構に加入すること。
- (三) 平等互恵の通商航海条約を各国と締結すること。
- (四) 歴史的民族的に日本の領土であつた旧領土を回復すること。(齒舞、色丹の回復また当面小笠原、琉球の施政権と将来における千島の返還等)
- (五) 国交未回復国との正常な国交の回復乃至関係の調整を図ること。
- (六) 未帰還同胞の引揚、戦犯者の釈放を促進すること。

〔備考〕一、右と共に独立体制の完成には自立経済の確立を図るべきは云うまでもない。(後記三

参照)

二、憲法改正問題については憲法調査会の調査に俟つこととした。

二、安全保障の確保

アジアにおける共産勢力の脅威に鑑み安全保障の確保は一日も忽せにすることを得ないがそのため次の措置を採ること。

五

六
(一) 現状においては自衛力を漸増する一方日米安保条約、日米相互防衛援助協定を中核とする日米協力体制を強化すると共に、国連に全面的に協力し日本の安全保障に対する国連の協力を期待すること。

(二) 速かに国連に加入し国連の集団安保機構に参加すること。

(三) 東南アジア防衛機構乃至東北アジア防衛機構が軍事同盟の性格を以て設置せられる場合には日本としては現憲法下においてはこれに参加することを得ないが、軍事以外の経済その他の面においてこれに協力すること。

(四) 台湾、韓国は共に安全保障の見地よりも重要な地位を占めておるからこれを自由陣営内に確保するよう出来る範囲で協力すること、特に韓国との間には速かに国交の調整を図ること。

(五) アジアにおける共産勢力の現状に鑑みアジア自由諸国の政治的、経済的または文化的協力乃至結束を強化しまたはアジア自由諸国の経済発展を促進し、反共体制を強化する措置に対しては日本として出来る限り協力すること。

(六) 事情の許す限りソ連、中共との関係を調整すること。

三、経済の安定と自立の達成

真の独立を達成するためにもまた進んで国家民族の存立と発展を確保するためにも経済の安定と

自立を達成することが肝要である。そのためには自力自立の精神を打ち立て、出来得る限り自力を基礎として総合的経済自立政策を樹立実行すべきであるが、現状において対外部面においては次の措置を採ること。

(一) 貿易の振興

(a) 経済外交を推進し、通商の自由、機会均等等の確保、ガットへの正式加入、各国との通商航海条約、貿易協定、関税協定の締結、東南アジア、中近東、アフリカ、中南米等の主要市場の開拓拡大を図ること。

(b) 輸出入貿易構造の問題としては、重化学工業に力を注ぐことは勿論であるが、わが製品のコスト高に鑑み必要に応じ政府の指導推進に依り、合理化政策を進めると共に、繊維、雑貨等についても新たな角度より研究を加え、その輸出増大を図ること。

(c) 決済の問題としては、日本の東南アジア貿易増進のため、米国の協力を受け、米国をも含めた東南アジア全体を包摂する多角的決済関係を設定することが望ましいが、これが不可能の場合は双務協定において出来るだけスキッチ取引、仲介取引を認めるようにするかまたは三角乃至四角貿易決済方式を数多く設定すること。

(d) 貿易計画化の問題としては、政府がわが商品の輸出先に照応して重要商品の輸入先を計画的

に指示することにより輸出の増進を図ることも一策である。また特需及び域外買付についても買付の種類及び範囲等について日米両政府間に原則的諒解を取付くことに依りその増大を図ること。

(e) 商社の問題としては、商社の統合を図る外、商社に金融、税制、その他の点において、対外関係を考慮しつつ特別な保護助成の措置を講じ、また大商社の外専門商品を取扱う中小の貿易商社の育成、見本市等の補助施設を推進すると共に、商社の海外支店網を拡充しまた輸出入取引法、独禁法を改正整備すること。

(f) 輸入貿易の問題としては、輸出の状況に照応して、内需を抑制して綿製品輸出の増大を図り、思い切つた国産愛用運動を起し、輸入貿易構造に質的改訂を加え食糧及び繊維の自給度を高めて輸入を抑制する等の措置を考慮すること。

(g) 海外市場調査網の拡充及び日本商品の宣伝機構の整備活用を図ること。

(h) 通商金融に関する国際諸機関に出来得る限り協力すること。

(i) 外航船腹の増強を図ること。

(二) 水産漁業の振興

(a) 本来自由なるべき公海における漁船の操業が阻害され、わが国経済に重大な影響を及ぼして

おるから韓国、中共、ソ連等に対し公海における漁船操業の安全を確保するよう措置を講ずること。(抑留船員の釈放、拿捕漁船の返還、損害の補償等を含む)

(b) アラフラ海漁業に関する緊争案件についてはわが方の立場を貫徹するよう最善の努力を払うこと。

(c) 旧太平洋委任統治地内の島嶼その他適當の地域について相手国の官民の諒解と連携の下に、漁業根拠地の設定を図り、また中南米その他におけるわが技術資本の提携による漁場の開発を行うこと。

(d) 水産物輸出増進の方途を講ずること。

(三) 米国等よりの経済援助乃至外資の導入

正常貿易の増大により経済の安定と自立を達成するを本則とするが、当分の間米国より技術援助、余剰農産物の利用、輸出入銀行を通ずる借款、特需及び域外買付の増加、防衛分担金の減額、ガリオア等援助資金の好意的処理等に依り援助を受け、また世界銀行よりの借款の早期実現、加奈陀の余剰農産物利用等を図ること、而してそのためには日本の経済安定自立に関する総合的計画を立てて交渉すること。

(四) 海運、観光事業等による貿易外収入の増加

国際収支の改善を図るため外航船腹の増強、観光事業の振興等を図ること。

四、アジアの安定上重要国家としての地位の確立と世界平和への寄与

日本の国際的地位の向上を図り、国連の発展を期するためには日本はアジアの安定上重要な国家としての地位を確立し、アジアの安定とアジア諸民族の自由と繁栄に貢献し、ひいては世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的としなければならない。インドシナ休戦後米国は勿論、英その他においてもアジアにおける日本の役割、地位に注目する傾向が増大したように認められる。日本がアジア問題についてイニシアチブを採り日本独自のアジア政策を打出すべき時期が到来していると思われる。

第三章 各国別外交方針要領

日本はまだ国際連合には加入しておらぬが、平和条約の規定するところにより、国連には密接に提携協力する立場にあり、今後ともこれを一層強化すると共に、国連の下部機構その他国際機構に参加し、国際協力の実を挙ぐべきである。

以下主要各国に対する外交方針の要領を掲げる。

第一、対米関係

- 一、日米協力体制を強化し国力の増進を図り、世界平和に寄与することをわが基本国策として一層推進すること。なおこの基本国策と調和しつつ、世界各国、就中東南アジア諸国との善隣友好関係の強化、英国との関係の調整を図り、共産圏との貿易関係その他においても弾力性ある方針を採ること。
- 二、日本の一部における反米感情を一掃するため、対米協力の必要なる所以を充分国民に徹底せしむること。なおこれに関連して米国に対して琉球、小笠原の施政権の返還、戦犯釈放、基地その他駐留米軍との摩擦一掃等につき考慮を求むること。特に水爆実験被害の完全補償の実行を要求すること。
- 三、米国より防衛及び経済安定上必要とする軍事援助及び経済援助を受けること。
- 四、日米貿易は、わが国際収支上最も重大な地位を占めておるに鑑み、わが対米貿易の増進に必要且つ適切な措置を講ずるよう米国に対し要請すること。
- 五、日韓問題、日本のガット正式加入、東南亜その他に対する日本の貿易促進につき、米国の斡旋協力を求めること。
- 六、アラスカ方面の開発に対する日本の参加を要請すること。

第二、対東南アジア関係

- 一、賠償問題の解決を促進し速かにビルマ、フィリッピン、インドネシアと正式外交関係を樹立すると共に、その他の東南亜諸国との善隣友好関係を一層密接にすること。
- 二、日本を含めて東南アジア自由諸国の政治的、経済的、文化的協力を促進し、共產勢力との関係においてこれ等各国の地位を強固にすること。
- 三、東南アジア各国夫々の経済発展に協力しその生活水準の向上、輸入購買力の増大を図ること。なお、これら地域の輸出特産物に安定した市場を与えることによりわが方輸出の増加に資すること。
- 四、各国夫々の経済開発計画に協力することを主眼とし経済侵略の誤解を与えざるよう格別の留意をなすこと。
- 五、技術協力を促進すると共に資本材の輸出については、技術の輸出、技術による協力を先行せしむること。
- 六、東南アジアに対する経済協力については総花主義を排し比較的有望なる諸国に重点を置くこと。
- 七、東南アジア開発に対する米英その他各国の共同援助を促進し、日本もこれに参加しまた英のコンボ・プランに参加し得るよう努力すること。

- 八、東南アジアの多角的決済機構の設置を促進しこれに参加すること。
- 九、エカフエに協力しその事務局支部の東京誘致を実現すること。

第三、対英関係

- 英連邦を基盤とする英国の国際的地位、就中世界貿易上に占むるその強力なる地位に鑑み、日米協力体制を考慮しつゝ、英国との関係の緊密化を図ることとし、その具体策概ね次の如し。
- 一、日英通商条約の締結を促進すること。
 - 二、民間業者より成る通商使節団を交換し、両国当業者の接触により両国間の貿易の伸長を図ること。
 - 三、日本のガット加入につき、英国の同意を求むると共に、日本の東南アジア貿易増大につき、英国の好意的考慮を求むること。
 - 四、磅貨の交換性回復に伴い、貿易金融その他の面において、ロンドン金融市場との関係を一層密接にすること。
 - 五、東南アジア防衛機構及びコンボ・プランその他の東南亜の経済開発に協力すること。
 - 六、英連邦諸国との貿易増大を図ること。

七、カナダ、ビルマ、パキスタン、セイロン、マレー、香港等との関係を一層密接にし、英国との全般的関係改善に資すること。
八、戦時中の英人捕虜に対する補償の促進、不当競争に対する英国側の誤除去等に依り英国の対日感情の改善に資すること。

第四、対中共関係

一、現段階においては中共政権の承認はしないこと。
二、貿易、漁業等の問題の交渉のため、中共側と接面を持つ意味において各分野において特殊の機構（例えば引揚問題についての赤十字社の如き）を設け、これを窓口として中共と一元的に交渉に当らしむること。
三、中共との貿易は種々の理由により近き将来において多くを期待し得ないが、米、国、コム等と協議の上、積極的にこれが増大を図ることとし、決済その他の面における障害も排除すること。なお貿易の増大、漁業問題の処理等のためが国外交基本方針に即応しつつ関係者の往來を成るべく寛大にすること。
四、未帰還者の引揚、戦犯者の釈放を促進すること。

第五、対ソ連関係

一、日本は平和条約に依り、明年四月二十七日迄の間はソ連より平和条約と同一または実質的に同一の条件で二国間平和条約締結の申入れがあればこれに応ずる義務があるが、右期限経過後においてもソ連側より右のような条約を申入れて来る場合その条件如何により善処すること。何れにしても桑港条約と余りかけはなれたものは日本として受諾できない。
二、事実上の接触機関の設置、貿易漁業等関係者の往來制限緩和、未帰還同胞の引揚、戦犯者の釈放等については中共の場合と同じ。
三、対ソ貿易については中共の場合よりも制限が少く、また台湾国民政府との関係のようなものないからその増進に努力すること。

第六、韓国関係

一、日韓会談を出来得る限り速かに再会の上、両国間の懸案（漁業、請求権、竹島問題等）を一掃し、善隣友好関係を樹立すること。
二、韓国はわが国との関係において安全保障上重要な地位をもつことについて特別の留意を払うこと。

第七、台湾国民政府関係

- 一、台湾国民政府との友好関係の維持、貿易関係の改善に努力すること。
- 二、台湾は反共防衛線の重要な一環であるから、これを共産勢力より防衛することについて出来得る限り協力すること。

第八、対中南米関係

- 一、対中南米貿易の重要性に鑑みこれが増大に特に留意すること。
- 二、画期的南米移民計画を樹立しこれを促進すること。
- 三、移民の現地受入の機構を整備し、移住団体、海外移住者資金貸付及び財産整理等の法制化を図る。

第四章 外交機構の充実

国際情勢の進展と貿易の画期的増大の要請に鑑み、政府各機関及び国民一体となり外交方策を推進

すると共に、次の諸項目に重点を置き外務本省及び在外公館の機構、人員を充実し、その予算を拡充すること。

- 一、外務省における政策の企画部門を強化すること。
- 二、中共に対する情報調査網を拡充すること。
- 三、経済外交の機能を十分に発揮するため市場として有望なる東南アジア、中近東、アフリカ、中南米に対する機構と予算を拡充すると共に、通商条約等の交渉担当機構及び対共産圏貿易担当の機構を充実すること。（出来得る限り名誉領事の機構を拡充普及すること）。
- 四、海外移住に関する機構及び予算を拡充すること。
- 五、対外、対内啓発の機構と予算を拡充すること。
- 六、文化交流を促進する機構と予算を拡充すること。

第五章 外交知識の普及

外務省の国内啓発活動を拡充する一方、自由党として講演、小冊子の刊行等に依り党の外交政策の普及徹底を図ると共に党の下部組織を充分利用すること。

乙、分科会報告書

RA'-0292

0237

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

第一分科会(安全保障)報告書

RA'-0292

0238

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

第一分科会（安全保障）報告書

現状に於て日本は日米安全保障条約、日米相互防衛援助協定（所謂M・S・A協定）の線を以て安全保障政策の基
本とすべきであるが、将来は國連に加入し、又時宜に應じ地域的集団安全保障機構の一員となるべきである。而して
更に進んで一般軍縮並びに原子力國際管理と原子兵器禁止を提唱すべきである。

一、日本の安全保障に関連する国内問題

- (一) 安全保障問題特に集団安全保障により享受すべき利益又は果すべき義務等に関する日本國民の認識を一層深め、
同時に新時代に於ける愛國心の涵養並びに集団安全保障機構の一員として有すべき防衛力の意義に関し正しい認識
を持たしめる為の強力な啓蒙対策が極めて肝要である。
- (二) 安全保障の問題ほど、日本に於てその認識が不足しているものはない。今日日本の実体は、過去の外征時代とは
異り、如何にして共產諸國よりの侵略を防止するかにある。日本に対する軍事的侵略の危険性は充分認められる。
ソ聯は弱歩隣國に対しては、自國に対する大戦を招くおそれなき場合侵略を行うは史実の証するところである。
- (三) 現在の經濟危局に際し、自主經濟の確立及び民主の安定が最も必要であるが、他方これと併行して軍事的及び政

治的安全に関する対策が樹立せられねばならない。

例 自衛力を漸増し将来は安全保障機構参加に伴う加盟国としての義務の完全なる遂行を可能ならしめることが必要であるが、この問題に関連して、現行憲法に対する考慮がなされなければならない。

二 国連による集団安全保障

日本の安全保障政策の根幹を将来国連に加盟して国連の組織と機能による集団安全保障に置くべきことについては、恐らく日本国民の大多数に異論のないところであると信ぜられる。従つて国連加盟を一日も早く達成する為外交活動その他凡ゆる方法を講ずる必要がある。尙、日本の加盟前に於ても、桑港平和条約第五条により国連が憲章に従つてゐるいかなる行動についてもあらゆる援助を与えねばならないし、又聯合國も国連の原則に従つて行動することになつてゐるから国連が日本の安全保障に協力することを期待し得る。尙国連加盟が承認せられた場合に於ても、この政策をとるについては左の如き若干の考慮が必要である。

(一) 国連安全保障理事会の拒否権の問題

拒否権がある為には安全保障理事会の機能が充分に發揮されない嫌いがあるけれども、現在これを全面的に修正することは不可能であるので、総会の決議によつて緊急の措置を執ることゝせざるを得ないことは朝鮮事変の例によつても明かである。

この点からも地域的協定によつて安全保障を確保にする必要はあるので、西欧に於ては北大西洋条約機構(NATO)があり、アジア地域に於ては東南アジア条約機構所謂SEATOの提唱がある。

(二) 国連による集団安全保障とこれに伴う義務の問題

国連が安全保障の為に執る措置には暫定措置と強制行動とがあり暫定措置の成功しなかつた場合には一定の条件の下に強制行動に移る。右国連の強制行動中兵力の使用を伴うものに日本が参加することについては従来の侵略戦争乃至一國對一國の戦争と云う概念とは異り、これは国際社会に於ける一種の警察行為であるから、日本の憲法は斯の如き措置に参加することを禁止してゐるのではないと主張するものもあるが、この解釈は國民常識としては相当無理である。従つてわが現行憲法下に於ては兵力使用を伴う国連の強制行動に日本が参加することは不可能であると解すべきである。

三 地域的協定による安全保障

日本の安全保障政策の根幹を将来国連による集団安全保障に求めるとしても第一に国連加盟が早期に実現するか否か見透しが立たないこと。第二に国連安全保障理事会の機能が拒否権の為に緊急の場合必ずしも有効に發揮されなかも知れないこと等からして、地域的協定によつてこれを補足し、確實ならしめる必要がある。地域的協定には二國間の協定と、集團的協定と兩者がある。

(一) 二國間協定による安全保障

日本は現在米國との間に安全保障条約並びに相互防衛援助協定(所謂M・S・A協定)を締結してゐる。これら兩協定は前述国連による安全保障政策と何等抵触するところ無きのみならず、国連に加盟してゐない今日としては日本の安全保障政策の基本を為すものである。尙二國間協定に依る安全保障には次の点に留意する必要がある。

(4) アジア大陸よりの対日侵略に対して、アメリカが日本を放棄するおそれがあるから、日米共同防衛頼むに足らずとの見解に対しては同意し難い。朝鮮の場合のように駐留米軍は防衛にあたるであろう。然し日本のみを目標とした侵略が日米共同防衛体制が存する限り行われるとは考えられない。必要なことはこの体制を一層強化することである。

(5) ソ連中共の提唱する不可侵条約は過去の事例及び現在の国際情勢に照し我國の安全保障政策として適当でないと考ええる。

(三) 数ヶ国間の協定による集団安全保障

現在アジア地域に於ては北太平洋条約類似の方式による東南アジア条約機構（所謂SEATO）がアメリカによつて提唱せられ、これがフィリピン会議が開催されている。尙英國側に依つて提唱されたと伝えられるロカルノ方式に依る協定は前述のソ連中共の提唱する不可侵条約と同様の理由に依り現在の状態に於ては適当と認め得ない。東南アジア条約機構については軍事同盟の性格を以て設置せらるる場合は日本として現憲法の下に於ては参加することを得ないが経済其他の面で協力すべきであろう。

四、日本を繞る諸情勢とその対策

日本の安全保障政策に関連して、日本を繞る諸情勢とこれに処すべき対策並びに考慮は左の通りである。

(一) 齒舞、色丹諸島は早期返還を要求すべきである。小笠原、琉球諸島等についてはその施政権の返還を求め、日米行政協定下の基地としての使用を認める方式に切替える様交渉せねばならない。将来に於ては千島の回復を実現する措置を講ずべきである。台湾に対しては極東に於ける反共防衛線の一環としてその重要性を重視すべきである。

(二) アジア諸国の経済的、思想的安定並びに團結を計ることが、アジア地域の集団保障政策から云つて不可欠であるが、これが実現の爲にはアメリカ及び西欧諸国が、アジア諸国の経済力増進のため、マーシャルプランの如き方法にて必要なる援助を与え、これにより共產勢力の侵入を防止する様にしなければならない。従つて将来締結せられるべき、東南アジア又は東北アジア安全保障条約に於ては単に軍事的規定に止らず、経済協力、思想的團結等に関する内容を盛り入れるのが適当と認める。

(三) 日本としては安保条約、M・S・A協定に基く日米共同防衛が安全の基本であるが、右と相容れる限りソ連、中共ともその關係を調整し通商貿易を振興することは望ましいことである。

(四) 朝鮮が単に経済上ばかりでなく日本の安全保障上極めて重要であることについては過去の事実を鑑み今更説明を要しないであろう。自由にして獨立せる韓國の存在は日本の安全にとり不可欠の要件である。韓國との國交調整は急務である。尙北鮮の動向にも注意すべきである。

(五) 國連憲章第八章の地域的取極中、その第五十三條に於て、旧敵國の侵略防止のためにする措置は必要あれば何時にても、假令強制行動であつても安全保障理事会の許可なくして実行することが出来ることとなつてゐるが、かかる旧敵國に対する差別的待遇はドイツと共にこれが排除を要求すべきである。

五、一般軍備縮小の提唱

世界に於ける自由主義諸國と共產主義諸國の二大陣營の鋭い対立が継続し、軍備が強化されつつある現状を打破し、

世界平和及び我國の安全保障のため一般軍備の縮小を強く要望すべきである。

二四

六、原子力国際管理と原子力兵器禁止の提唱

原子力兵器乃至その実験による最も直接の被害国である日本が、その国際管理乃至兵器禁止を世界に呼掛ける事は当然であり本問題については、本年四月一日衆議院に於て、又四月五日参議院に於て決議案が夫々満場一致を以て可決せられたが、今後は一般軍縮の徹底的実行と配合せ原子力の有効な国際管理の確立、原子兵器の使用禁止、原子兵器の実験による被害防止の確保、人類福祉増進のための原子力の平和的利用を達成するように国際連合が速かに適切な措置をとること等を是非共実現せしめねばならぬ。

第二分科会(貿易振興関係)報告書

RA'-0292

0242

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

第二分科会(貿易振興関係)報告書

世界の経済情勢は、行詰りつつある貿易に活路を見出すため、通商の自由化、通貨の自由交換性回復に真剣な努力を重ねているが、このような環境の中にあつて、ひとりわが国のみが通商航海条約の未締結、ガットへの正式未加入等国際経済場裡において、一人前の取扱いを受けない特殊の地位にあることは貿易振興上最大の障害といひ得る。加うるにフィリピン、インドネシア、ビルマ等東南アジア地域諸邦との賠償問題の未解決や濠洲連邦、英本國等における戦争による対敵感情の残存の事実もある。これらの問題の解決は早急には望むことは出来ないであらう。われわれとしては辛棒強くあらゆる機会を捉え、最大の努力を払つて通商上の差別待遇の除去、門戸の開放、機会均等、関税の低下等の実現を期さねばならない。対共產圏との貿易についても、近き将来多くを期待することは出来まい。今次世界大戦の結果、自由通商の原則と慣例とが根底から覆えられている今日どこの国でも貿易を振興させることは実に容易なことではない。いわんや上述のような不利な立場におかれているわが国としては尙更のことである。従つてわが国としては、たとえその効果が微弱でいふに足らないにしても、いさしくも貿易の振興に資すると思われる方策は細大となく実行しなければならない。左記にその主な問題を摘記する。

一、經濟外交推進の問題

貿易振興の爲には世界に於ける自由通商、機会均等の原則を確立することが必要でありその爲にガットへの正式加入、各国との通商条約の締結（新たに締結を要するもの四ヶ国）を促進し又各国との貿易支払協定（新たに締結を要するもの四十一ヶ国）関税協定の締結を図ることが必要である。又東南亜貿易の一大障害となつてゐる賠償問題を至急解決する要がある。これらの爲經濟外交を大いに推進すべきである。

二、輸出貿易構造の問題

戦前は纖維及び雜貨を輸出の大宗としたが、今日は重化学工業品殊に鉄鋼、機械等の重工業品に主力を注ぐべしとの論がある。現に戦後、年によつては鉄鋼機械類の輸出が盛んであつたこともあるから、旁々この方面に力を注ぐことは勿論必要である。現に東南アジア諸国の經濟開發計画による資本財需要に對する邦品の進出の余地は極めて大きなものがあり、この面に力を注がねばならないのは当然である。しかし、欧米先進国との輸出競争に打克つためには、なお價格及び品質の面で相當の改善を要するものがあると思われる。とくに品質については輸出の永續性という見地からして慎重に取扱われねばならない。又價格面については鉄鋼の輸出價格はデフレの影響によりかなり下押しになつたとは言へ、国内價格が依然として高いため、ブランド、機械等の割高は正がいま尙困難な状態にある。鉄鋼業、機械工業の合理化の緊要なる所以もここにある。あるいは第一次大戦後のわが經濟界再建のために採用した合理化政策の場合の如く、政府の推進力、指導力に依たねばならぬところが多いかも知れない。

また纖維品の輸出にしても、出来るだけ加工度の高い製品を生産し、その販路開拓に努めるようにするほか、欧米先進国に對しても相手國の嗜好、流行を常に研究して、それに適した纖維製品の輸出、普及に努めるようにすべきである。

雜貨類は戦前は粗雑なものが多く、市場の永續性を望めなかつたが、價格の安定をはかることと、日本人の手先の器用さや東洋美術的の伝統的趣味才能や、近代技術工業の利用、応用等によつて新製品を創造することに成功すればわが雜貨貿易も發展の余地はある。殊に外國人向きの意匠の改良に、政府として何等かの施設をなすことが急務である。そうすれば対米雜貨の輸出も著しく増加するものと思う。

このほか、なお輸出の伸長を期するためには、外貨手取率が大きく、且つ加工度の高い新規商品の発見に努め海外に對して宣伝するほか従来の輸出商品についても輸出促進の見地から改良を加え、性能、耐用年数等が他國品に優るとも劣らぬ優秀製品を輸出するように努めるべきである。その際、国内の産業構造にも再検討を加え、輸出促進の目標に合致するように仕向けることが肝要である。

三、決済の問題

現在、日本の主要な貿易相手國としては東南アジア地域がある。これとの貿易を益々増大せねばならぬことは、單に当事國双方の經濟上の理由からのみでなく、反共体制の結成強化という政治上の観点からもその重要性を認めねばならぬ。然るに日本と東南アジア諸國の貿易拡大にとつて最も解決を要すべき点は、決済上の問題である。現行の双務的支払協定のもとにおいては貿易の円滑な進展を期することが不充分であり、従つてこれに代る方法として、米

國の援助を受けて米國をも含めた東南アジア全体を包攝した多角的決済關係が出来ることが望ましい。しかし、これが実現不可能な場合には、双務協定において、出来るだけスキャッチ取引、仲介取引の採用を認めるようにするか、あるいは比較的実行しやすい方法と見なされる三角ないし四角の貿易決済方式を数多く設定するように努めることが必要である。

四、貿易の計画化の問題

(一) 世界各國が政治、経済のいろいろな理由で、通商自由の原則を無視している現状においては、われわれとしては全然手放しで民間貿易に任してはおけない様になる。現状では物々交換的貿易が行われ易いから、わが方としては必要な輸入をなすにあたり、多少なりともわが輸出の促進に資する相手國を選ばなければならない。例えば綿花にしても、米、印のほかわが製品を買ってくれる國から一部輸入することが適切な場合もある。かかる場合には政府としてはわが商品の輸出先に照応して重要商品の輸入先を計画的に指示することをも考慮すべきである。

これについて有効且つ適切な指導を民間業者に指示し得る様貿易行政に関する機構及び運営を検討するの要がある。

(二) 米國の特需及び域外買付についても同じことがいえる。買付機關としては、最有利な条件をかき得ることに努力するのは当然であるが、同業者の過度の競争の結果、わが方にとつて、かえつて不利をきたす場合なしとしない。買付の種類、範圍等について日米兩政府間に原則的瞭解を取付けることに努力し又は業者間においても何等かの調整措置を講ずべきである。かくすれば特需及び域外買付の量も増加せられ得ると思う。

五、商社の問題

(一) 財閥解体後、わが貿易商社の勢力が著しく弱くなつたことは否めない事実である。ここに商社強化の必要がある。しかし現在の弱体商社の統合のみでは効果が少い。三井、三菱の商事業務の發達の沿革に徴しても、貿易というものは短期間に利益を得ることは出来るものではなく、又人の養成にしても相當の費用と時日を要する。それまでどうしても金融、税制、その他の点において、特別な保護助成の措置を講ずる必要がある。これらの措置を講ずるにあつては、各國をして政府が不当な補助政策を行つてゐるかの如き疑いを与えざるよう注意を要する。

(二) 大商社の外、中小の専門的商品を取扱う貿易商社の育成も大事である。重要輸出品は当初から大量に輸出せられる物のみに限らない。はじめは量においてに足らない程度の物を中小の専門的商社によつて輸出し、それが輸出先の好尚に適して重要商品になつた事例も多い。尙、現状ではこれらの中小商社が海外に渡つて自由に活躍することが至難であるから商品の宣伝紹介等の補助施設を政府に於て考慮すべきである。

(三) 以上の措置と相俟つて、なお考慮すべき点では、商社の海外支店網の拡充強化ということがある。現在海外支店及びこれに類する事務所の数はかなり増加したとはいえ、その規模、内容は甚だ貧弱で充分でない許りか、支店相互間において過当な競争をしているため、西欧諸國との競争上支障を感じている。しかも世界の通商自由化傾向に鑑みると商社をして海外市場における商機把握の機会をもたしめることは一刻もゆるがせに出来ない状態にあり、この際商社の海外活動が充分發揮できるよう、支店設置等の諸措置に万全の対策を講ずると共に一地域への支店の過度の集中が行われぬよう自主統制をすることが必要である。

- 四 さらに、これと深い関連をもつ新築足の為替専門銀行についても、一般為替銀行との関係を十分考慮しつつ、外貨預託、円資金の調達の前で量的ならびに質的配慮を行うよう強力な推進に努めるべきである。
- 五 右のほか、輸出商社、商人の団体行動を活発ならしめるため、現行の輸出入取引法、独禁法の改正整備が必要であらう。対共産圏の貿易においては特に必要である。
- 六 わが業者の外国品模造、商標偽造等の不正競争が英國其他に於て問題とされ、わが輸出貿易の発展を阻害しているがこれらの取締りも輸出組合の事業として自主的にこれを実行すれば効果があると思う。
- 七 海外市場を調査し且つ日本商品の宣伝を行う機構を整備活用することが必要である。

六、輸入貿易の問題

- (一) 国際収支を早急に改善する為には輸出に極力努力する一方、輸入をできるだけ抑制することもやむを得ないところである。ここで我國貿易の他の一半の輸入貿易の構造を吟味して見なければならぬ。
- 我國戦後の荒廃状態は米国の援助、特需による外貨収入によつて復興のための資材、民生安定のための物資を輸入することが出来、ここに鉄鋼業、繊維工業等を始めとして諸産業の復興は相当程度その基礎を樹立し得たし、国民の消費水準も戦前の水準に回復するに至つた。
- しかしながら昭和二十八年に至つては、偶々凶作によつて外来輸入量の増減を示したなどの関係もあり国際収支に約三億ドルの赤字を出し、今後相当程度の輸出の増加を実現したとしても他面特需の漸減と言ふ事情も加わつてきたので、現在の規模の輸入を賄ふ事は不可能に陥つた。産業の繁栄、国民生活の安定等の広い見地から我國の

現状のような資源の少い事情においては単なる外国為替収支の帳尻の縮小均衡のみに拘泥して、輸入の大半な削減を実行することは考へ物であると言ふ議論はあるけれども、この辺で経済の自立を目途に貿易の計画的な運営を一層強力に実行しないことには我國経済の破綻を促進するのみであり輸入貿易そのものさえも維持できなくなるこゝとが明かになつた。

- (二) 綿貿易バランスを例にとつて見れば、戦後の我國の綿製品輸出がはげしい国際競争に打勝つて既に数量価格共に世界第一位を確保しているにも拘らず、戦前の輸出最盛時に比べれば、その半分にも達しないのに対し、綿製品の国内需要は旺盛な消費購買力に支えられて既に一人当りの消費は戦前に近く、その結果最近一年は大体輸出三対内需七の割合になつてゐる。内需用原料棉花の輸入用外貨は二億弗に上りこれを他の輸出貿易で稼ぐべくすることは困難を感じる状況である。故に、この際内需を相当程度抑制して輸出に出来るだけ振りむけることが必要であると思ふ。そうしても民生上さしたる無理はなく却つて国民購買力を貯蓄に向けしむる効果があると思われる。

- (三) また、輸出商品のコストを引下げるための合理化を目的とする機械類の輸入等は圧縮すべきものでないけれども、輸入資材の輸出貢献性の吟味も急務と謂わざるを得ない。

- 四 この際思い切つた国産愛用運動の如きも輸出振興の踏み切り台として採用して我國輸入貿易構造の質的改訂の方策を差し当りの政策転換としても直ちに断行しなければならぬまい。しかしながら何といつても、輸入貿易の半ばは食糧及び繊維工業原料によつて占められておるからこれに徹底的な対策を講じなければ、根本的の解決はできないと思ふ。もつともこれらの物資の輸入を抑制することは、わが手でわが首を締めることとなるので、問題は複雑且つ困難であるけれども、国民の食生活の改善に一步前進することが望まれる。国民保健の見地からも、米食一辺

倒は望ましくないと夙にいわれているが、永年の慣習は容易に改め難い事情である。しかし、国民全部がその気になれば、米の輸入を著しく減少し得ることは疑いない。又纖維工業原料についても化学合成纖維におきかえることによつて羊毛棉花の輸入を少からず制限し得ることも論を俟たない。今は前途にいろいろな技術上及び経済上の難問題もあるが、もつと政府の積極的努力が望ましいと思う。石灰と石灰と水力発電に比較的恵まれているわが國としては、是非とも化学纖維工業の発展を図らなければならない。これがためには、要すれば合成纖維工業について、財政投資その他政府が積極的政策を採ることも考慮に値するものと思う。

七、共產國との貿易

(一) 共產國との貿易についてもわが國貿易増進の緊要性に鑑み、國際關係を考慮しつつその増進を企圖すべきである。

(二) 一番問題となるのは中共との貿易である。それについては西歐ブロックの間にも必ずしも意見の一致を見ない点もあるが、戦前中國はわが貿易の重要市場であつただけ、わが國民の関心を呼ぶものがある。たゞ一般的に共產主義國の貿易政策のやり方は、経済主義に従うというよりは、政治的理由に支配せられる事情であるから、その点を注意する必要がある。また、中共の五ヶ年計画の実施に鑑みかつての日本にとつての原料の供給、製品の輸入國たる昔に、現在中共が甘んずるものとは思えない。従つて如何なる貿易の構成となるかの根本問題もある。しかし、ソ連の教次の五ヶ年計画の実施にたつてみても、差当りは別として將來中共が我國の工業品の重要な市場たる可能性は考慮にいれておく必要がある。

八、海運事業その他貿易外収入増加問題

貿易の振興とともに、わが國際収支の改善上緊要なのは、海運事業であることは、現在わが國の輸出入物資の中本邦船舶運送に依つてゐるのは僅かに四二%（二十八年度）に過ぎないことに徴しても明らかである。造船計画の推進と、海運事業の合理化及び強化について一段の努力を払ふ必要がある。観光事業その他について述ぶべきものがあるが、こゝには省略し、この際、國際貸借の改善の綜合的政策を審議する機關の設置の如き、適當であると思う。

第三分科会(東南アジア関係及び賠償問題)報告書

RA'-0292

0248

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

第三分科会（東南アジア関係及び賠償問題）報告書

一、東南アジアに対する基本方針

- (一) 東南アジア諸国民は日本と同種のアジア民族であり、特殊の関係にあるから、これら諸国との善隣友好関係には最善の努力を尽さなければならない。
これが為には相手国の民族感情を正しく認識するとともに、学術、宗教、スポーツその他文化の交流による精神的紐帯の強化に努めるべきである。
- (二) 各国の全般的な経済発展に協力し、その輸入購買力を漸次増大せしめると云う長期的効果に重点を置くべきである。
- (三) 貿易関係の増進に主眼を置くべきである。また、相手国の需要により合弁的方式にて長期資本投下を行うべきである。但し権益主義的な資本進出は厳に避くべきである。
- (四) 各国それぞれの希望と、必要に即した開発計画に協力する事を主眼とし当方の都合のみを考える独善的計画を押しつける如き事を避けなければならない。

四 技術の輸出及び技術の協力に努力を傾注せねばならない。

二、経済協力政策の重点的推進

東南アジアの諸国は、経済復興の程度西欧諸国の影響力、政治的安定の度合等の諸点に於て一様でなく、これに於いて開発計画の性格乃至その進歩の程度もそれぞれ異っている。

たとえば、ビルマの如く既に開発の具体的計画を持つ国と、マレーの如く依然として英国の植民地であり、全面的開発計画を持たない国と、あるいはまたインドネシア、インドシナの如く政情も複雑であり開発計画も未だに軌道に乗つておらず諸国とを比較すれば、この事は直ちに明瞭である。

従つて経済協力施策を推進する場合、資金資材による援助能力に乏しい我国としては、総花的なあるいは散発的な方法によるよりも寧ろこれらの諸条件を検討して、最も結びつき易い一面に重点を置き施策を集中して、経済協力の為のモデルケースを築く事が提議であらう。

これによつて、当該国に対してもその他の諸国に対しても好ましく政治的、心理的効果をあげ得るであらう。

三、東南アジアに対する共同援助

経済水準の引上げ購買力の涵養は東南アジア開発の基本問題である。またこの地域の経済の現状を改善し、生活水準を引き上げて行く為には大規模の資金が外部から投入されなくてはならない。これが為には国連特別開発基金の如きものと異り、専ら東南アジアを対象とする国際的な開発基金、アジア開発金庫の如きものを設置し、商業ベースに

乗らぬ開発資金をも賄ふと共に、決済同盟の機能をも営ましめる事が望ましい、この事は就中アメリカの積極的な協力が必要とする。この種の大規模な共同援助にまともな出資をする事はアメリカの従来の東南アジア政策から見ても大いなる転換であらうけれども、次にのべる英国、インド等の本問題に対する動向と眺み合せて我国としても大局的見地からする協力を要請すべきであらう。

四、東南アジア決済同盟

アジア決済同盟は本年初めのエカプエ総会でとりあげられ、その後各国専門家によつて検討されたが未だ最終的結論には達していない。その中には、中共を除くアジアの地域内貿易の大部分がポンド並びにドルで決済されているから、ポンドの交換性回復によつて貿易上の障害は殆んど解決されると言うものもあるが、しかしこれだけでは、外貨資金の不足から生ずる困難は尙解決されない。インドの如きはこの構想を更に拡大し東南アジア開発金庫的なものとして推進しアジア決済機構の機能を發揮せしむべきであるとなっており、英国はこれを採り上げてSEATO問題との関連に於て米国の協力を要請していると伝えられている。我國のとるべき態度に就ては前項にのべた如くこれに協力すべきである。

五、貿易並びに技術協力

東南アジア向の輸出貿易が今後も開発資材に重点を置いて推進されねばならぬ事は言う迄もないが、商品の輸出に先行してまず技術の輸出、技術による協力に積極的な努力を傾注すべき事は、東南アジア諸国に対する貿易の特色と

して人の指摘する所である。然るに技術者の派遣、及び技術練習生、留學生等の受入れに関する政府の施策は甚しく立後れており、その実績も、貧弱でありこの為の予算も言うに足らぬ現状であるから、何よりもまずこの点に格段の力を注がねばならない。

例えば現に欧米各国の行つてゐるスカラシップ、フェロウシップを採用し、渡航、滞在費を全額負担して技術練習性等の受入れを行う必要があり、更に、西独、インド間のその如き技術交流協定を速かに締結する必要がある。わが国独自の技術援助基金の設定も考慮さるべきであらう。重機械技術相談室の強化、技術設計施行機関の育成も急務である。

プラント輸出促進の爲には各国とも財政資金の長期融資に力を注いでいる現状であるから、輸出入銀行の現行融資期限を更に延長し、同時に資金の充実に資する事が喫緊の必要事である。

輸入面では、東南アジア諸國の輸出特産物に対し安定した市場を与える事に協力すべきである。特産物輸出は東南亞諸國の輸出総額の七割を占め、國の財政収入もこれに依存する度合が極めて高いのであるから、安定した販路の獲得は東南亞諸國にとつて重要な問題である。例えば、特産物に対して長期の買付契約を結ぶ等の事を考慮する必要がある。今後も東南亞への輸入振換に努力すべきは勿論である。その他一般に輸入の増大の爲に今後も研究を重ねなければならぬ。

右の外、貿易促進の爲には、商社の統合強化、輸出プラント等に対する修繕工場、サービス、センターの設置、在外公館に対する経済専門家の配置を特に考慮すべきである。

六、コロンボ計画への参加

コロンボプランは英國流の柔軟な組織であつて、これに参加することによつて直接的援助義務を負うものではなく、また、直接具体的な権利乃至便益を受け得るものでもない。しかしこれに参加する事によつて、主たる東南アジア諸國に於ける開発計画の具体的内容、重点、進捗情况等を内部から正確に且つ速かに捕捉する事が出来、経済協力の爲の必要措置を迅速に決定実行し得ることとなるのであるから、我國としては、一刻も早く加入を認められる機積極的に努力すべきである。最近イギリス内に於ても日本の加入に対し好意を示しているから少くともオブザーヴァーとしての参加を認められる機外交的努力を継続する必要がある。

七、エカフエ等の国際機関の活用

エカフエ（アジア極東経済委員会）は、國連の現地機関であり、アジア諸國及び関係西歐諸國を包含し、アジア諸國からアジア経済議會と呼ばれる國際會議である。エカフエはアジアに於ける最も組織的な調査、報告機関であるから、その成果を我が協力政策の策定に積極的に利用すべきであり、更にまたこれを通じて政策の浸透、宣伝、情報の収集等を行うべきである。

エカフエ東京支局の設置に努力する事は特に必要である。

八、賠償問題

東南アジア諸国との間に正常なる国際関係を回復し、経済提携を促進する為に賠償問題の早期解決が緊急の課題である事は云う迄もない。

これが促進の為に、賠償はあくまで賠償として早急に解決する心構えが必要であり、これを経済進出の手段として利用しようとする如き態度を示す事は却つて解決を遅延せしめるものと言はねばならない。また、賠償の実施に当つては相手国の独自の開発計画に即して行くべきであつて、独善的計画の抑圧りをする等のがあつてはならぬ。

賠償実行の方法としては、平和条約の規定する役務賠償の概念に拘泥すべきでなく、相手国の事情によつては二国間の条約により例えば発電設備等プラントの完成引渡し迄に必要な一切の役務並びに資材を賠償に充当する事をも考慮すべきである。

賠償総額の決定が困難な場合には、徒らに時日を遷延せしむるよりは寧ろ中間賠償の誠実な履行により、実績を積上げてゆく事が合理的な妥結に到達する捷徑であらう。

賠償の実施による一般会計の膨脹を避け賠償の実施に機動性を賦与する為特別会計を設置することも考慮されるべきであらう。

尙賠償に関する調査研究並びに施行者の選定の為に、民間人をも含めた権威ある専門機関の設置が是非必要である。

第四分科会（米州関係及び移民問題）報告書

第四分科会（米州関係及び移民問題）報告書

第一、米州関係

一、日米の軍事、経済その他の面に於ける協力体制の強化方策の推進

世界の民主、共産二大陣営間に依然として冷戦が行われている間は、日本は安全保障の見地より見るも、経済の安定自立の点より見るも將又アジアの重要な安定勢力としての地位を確保する点より見るも、米國との協力体制を強化し、あらゆる面に於て國力の増進を図らなければならない。中立主義は共産勢力の謀略に乗ぜられるのみである。勿論、占領以来の隋性となつてゐる他力依存の思想はこれを一擲し、自助自力更生の精神を振起しなければならぬことは勿論であるが、この自力更生精神に立脚しながら米國との協力体制を進めるべきである。勿論この主旨は向米一辺の意味ではない。かくして日本の軍事的、政治的、経済的地位を強固にしなが、世界諸國、就中東南アジア諸國との善隣友好関係を強化し、更に進んで米との協力体制を密さない範圍に於てソ連、中共等共産諸國との關係に於ても弾力性ある方針を探らんとするものである。又日米協力和云うことは米國の主張に一方的に盲従することではない。日本の主張は堂々と主張し、日本独自の政策を樹立してこれを基礎として協力すべきである。而して日米協力体制を推

進するに當つては自衛力の増強、経済力の回復その他に依り日本の自主的立場を強化することに留意すべきである。

二、日本に於ける反米感情の一掃

日米間に於て最も大切な問題は後述の通り経済援助の問題であるが、この他重要なものとして日本の一部に存する反米感情の問題がある。その原因については、占領の反動、共産党の日米離反宣伝、駐留軍との摩擦、日本の民族感情その他種々あるが、日米協力体制を強化し共産勢力に乘ずる機会を与えざる為には、反米感情の山つて来る原因を仔細に探求し、これを一掃しなければならぬ。その為には日本側に於ても日米協力の必要を國民に徹底せしむると共に米國側に於て琉球、小笠原の施政権の返還、戦犯釈放、水爆実験被害の完全賠償、その他駐留軍との摩擦一掃、駐留米軍の沖縄移駐等を実行することにより反米感情は著しく緩和されるであらう。又これに対応して日本側としても占領政策の行過ぎの是正等適當な措置をとるべきである。

三、米國よりの軍事的経済的援助要請

日本はM.S.A.協定に依り米國より軍事援助を受けるのほか、更に日本の経済自立の為に米國の経済援助を要請すべきである。最近米國D.O.A.調査団の日本訪問に依り、米政府部内に対日経済援助支持の意見が擡頭して来たとの報道があるが、日本としては自力更生の精神に依り自主的に自衛力増強を含む経済自立計画を樹立し、これに基づいて総合的立場に於て米政府よりの経済及び技術援助、余剩農産物の利用、輸出入銀行を通ずる借款乃至クレディット、特需及び域外買付の増加、防衛分担金の減額、ガリオア等対日援助資金の好意的処理、在米日本資産の返還等を要請すべきであ

る。(尚、世界銀行は六千万弗程度の対日借款を考慮中とのことであるから、総合的具体的計画に基づきこれが早期実現を期すべきである。)

四、アジアの安定に関する日米の協力

米は英と共に東南アジア防衛機構の設置を具体的に進めつつあり、またこれと表裏の関係にある東南アジアマーン・ヤルプランを検討中とのことであるが、日本は現憲法下に於ては軍事同盟には参加出来ないが軍事以外の面に於て出米得る限り協力すべきであり、東南アジアマーン・ヤルプランについては日本よりも促進方を要請すべきである。また米國は國府、韓國等東北アジアの反共諸國を結ぶ防衛機構を検討中とのことであるが、日本はこの場合に於ても前記同様軍事同盟には参加出来ないが軍事以外の面で協力すべきである。米國は軍事を主とするアジア政策を採つてゐるが、日本としてはアジアの民族感情、アジアの経済復興に重点を置いた独自のアジア政策を樹立し米國と充分協議すべきである。

五、日本のガット正式加入、東南アジアその他に対する日本の貿易増進につき米の協力要請

(一) 日本の経済自立は出米得る限り正常貿易の増大に依るべきは当然であり此の面で米の協力を求むるべきである。例えば日本のガット加入に対する英仏の同意取付につき、米の斡旋を求むべきであり、また米は東南アジアその他に対する日本の貿易増進の方法を考慮中とのことであるから、此の際その協力を要請すべきである。

(二) 戦前多額の輸出実績を有する中部アフリカ方面との貿易に参加する為コンゴ盆地条約に加入出来る機米の斡旋を求むべきである。

(三) 共産圏に対する輸出の増加については所謂コムと協議することが必要であるが、日米協力の実体に鑑み対共産國貿易については事前に充分米側と協議しその諒解を取付くべきである。

六、対米、加貿易の増進

米國は日本經濟の現状に鑑み、日本貿易の増進に多大の関心を示し、日本品の対米輸出についても關稅の引下等特別の措置を検討中とのことであるから、対米輸出の増進につき早期實現を要望する。

またカナダの經濟發達の様子は實に將來性に富んでゐるから對加貿易の増進方につき新たな見地より特別の考慮を払うべきである。

七、カナダの余剩農産物利用

カナダも米と同様余剩農産物を保有しその処分方につき考究中とのことであるからこれが利用方を考慮すべきである。

八、アラスカ方面の開発に対する日本の参加要請

アラスカ方面のバルフその他の開発につき日本の参加を要請すべきである。

九、中南米貿易の増進

中南米は東南アジア、中近東と並んで日本商品を受入れる市場として極めて有望であり、中南米に於ける企業提携及び移民につき對中南米貿易の増進と共に特別の考慮を払うべきである。

第二、移民問題

一、画期的移民計画を樹立しこれを促進すること。これと共に右人員を輸送する輸送機關を確保すること。
尙、三十年度に於て所要経費を予算に計上すること。

二、戦後ブラジル國に対する日本移民は伯國政府の希望により、専ら未開地の開發を目標とする連邦植民地の開拓移民に重点が置かれてゐる。この種移民は今後当分持續するものと思ふが、連邦政府の予算その他に制約せられその毎年の受入数には一定の限度がある。よつてこれと併行して呼寄移民技術移民等の増加を図ると共に、別に企業移民の計画を進めねばならぬ。企業移民とは相手國に有望なる一つの新事業を計画し、それに必要な会社の事務員、技術員並びに原料の栽培に當る農業移民等を送り出すことである。然し乍ら、この種の企業を計画するに當つては巨額の資金を必要とするのみならず、その種類に依つては相手國の國內産業を脅威するが如きものもありうるのであるから、之が実行に當つては、相手國政府の意向を十分に斟酌し、その諒解を得るは勿論、出来得れば、相手國資本と協同して、所謂合弁組織により相手國民をも利益することを常に考慮の中におかねばならぬ。

三、現地受入機関を整備し例えは北伯に北伯拓植協同組合、中南伯に中南伯拓植協同組合を設け、これらを下部組織とする中央機関を首都リオデジャネイロ市に設置すること、而してこの中央機関は伯國法に依る伯國法人とし日本海外協会連合会の伯國支部的役割を果たすもので、その権限、義務については両者間の詳細なる契約によつて明確にすること。

四、移民保護法、海外移住団体法、海外移住貸付金法、海外移住資金特別会計法、海外移住者財産整理法等の法制を整備すること。

海外移住団体については、現在財団法人日本海外協会連合会及び二十六の府県海外協会が設立せられているが、前者は民法の規定による財団法人であり後者は民法の法人となつてゐるものは僅少で、大部分は任意団体である。政府はこの団体に対し海外移住に關する内外の事務を委託している。しかし海外移住事業の重大性及び特殊性並びに毎年相当多額資金の貸付取立を行う重大任務に鑑み、海外移住団体法を制定するよう要望する。また海外移住者に対しては、現在一人当り平均十一万円の渡航運賃の貸付をなし、この貸付金は四年据置き八ヶ年賦を以て償還せしむることとなつてゐる。故に資金貸付法を制定せねばならぬ。またこの貸付法の実施に伴い海外移住資金特別会計法を制定することを必要と認める。

第五分科会（日英關係 外交知識普及）報告書

第五分科会（日英関係、外交機構、外交知識普及）報告書

第一、日英関係

往時の日英同盟時代にあつては、英国は中国その他極東全域に於て、重大の權益を持つており、当時の帝政ロシアの東方進出に対し、これらの權益を防護する為には共通の利害關係を有する日本と協力することを必要とした事情があつたが、今日は右の様な事情は少くなつてゐる。今日英国は經濟復興を第一義とする立場より寧ろ日本を世界貿易上に於ける悔り難い競争相手と見てゐるもの如く、従つて今日、日英同盟の復活の如きは困難であらう。しかし乍ら英連邦を基盤とする英国の國際的地位、就中世界貿易上に占むるその強力なる地位に鑑み、我が基本國策たる日米協力体制と両立する範圍内に於て出來得る限り英国との關係を調整し、日英兩國の友好を増進することが肝要と思はれる。尙、英国との關係調整については英國外交の現実主義的傾向に留意する必要がある。

日英關係緊密化の具体策概ね次の如し。

一、東南アジアの安定に関する日英の協力

四八
インドシナ休戦後の今日の事態に於て英國は米國と共に東南アジアの安定について重大なる関心を持つてゐる様に思われる。英米参加の下に東南アジア防衛機構とが或いはこれと表裏の關係にある東南アジア、マレーシア・ボルネオの構想が検討中と報道せられてゐる。一方、インドシナ問題を契機とし英國言論界の一部には日本の地位を見直すべしとの意見もボツボツ現われている。日本は現憲法の下では東南アジアの軍事的防衛機構に直接参加することは不可能であるが、右防衛機構成立の際には現憲法の許す範圍内に於て経済、技術等の面に於て出来得る限り協力することとし、又東南アジア・マレーシア・ボルネオに対しては全面的に参加協力しこの方面より日英の政治的接近の方途を見出すことも一策であると思ふ。また英國とインド、パキスタン、セイロン、ビルマ、インドネシア等の所謂コロンボ諸國とは特に深い關係にあるから日本とコロンボ諸國、就中セイロン、パキスタン、ビルマ等との關係を一層密接にすることが必要だと思われる。

二、コロンボプランへの日本の参加

東南アジアの英連邦諸國及び英領植民地の經濟開発については英連邦協力の下に所謂コロンボプランが実施せられ著々実績を挙げつゝあるが、コロンボプランが前述のアジア・マレーシア・ボルネオの構想と別個に今後も依然として実施せられる場合には日本もこれに参加し、出来得る限り協力することが前記一と同様の理由により得策と思われる。

三、日本と英連邦との貿易の拡大

ボンド地域との貿易が日本の對外貿易上に占める地位は重要であるが本年初頭日英貿易及び支払協定の締結に依

り、英本國及び植民地との貿易は漸次増進しつゝある。自治領についてはニュージーランドとの間に既に協定成立しパキスタンとの協定交渉も順調とのことであるが、更に濠洲、南阿等の自治領とも協定締結を促進する要がある。特に南阿は通商上の差別待遇が多い様であるから是非ともこれを緩和または撤廃せしむる必要がある。また英國は従來の關係より、東南アジア方面に於て政治的經濟的に大きな勢力を持つてゐるから、日本の東南アジア貿易の増大につき英の考慮を求むべきである。

四、日英通商条約の促進、通商使節團の交換

日英間通商の増進の爲には日英通商条約の締結が先決条件であるからこれを促進することが肝要である。日英通商条約の締結を見れば連邦諸國との通商条約の締結も促進せられるものと思われる。

日英通商条約の促進の爲にもまた当業者間の接觸に依り貿易の伸長を計る爲にも日英間の通商關係の増進を図る爲にも、民間業者代表より成る通商使節團を派遣または招請することが一案と思われる。英國に於ける經濟問題に関するシテイの地位及びその影響力に留意すべきである。

五、日本のガット加入につき英の協力要請

貿易増進の爲には、通商自由の原則の下に多角的貿易を実施する要あり、これが爲には是非とも貿易関税一般協定、所謂ガットに正式加入するを必要とするが、従来英國は日本のガット正式加入に反対の態度を採つておつた。ガット加盟國の大部分は日本の正式加入を認める方向に進んでゐるから英國に於てもこれに同意する機軸をすべき

である。

五〇

六、磅貨の交換性回復に伴うロンドン金融市場の利用

磅貨の交換性回復は遠くないと想像せられるが、磅貨の交換が実現すればロンドンは世界金融市場の一大中心となるものと思われる。よつて貿易、金融海上保険その他の面に於てロンドン金融市場との関係を一層密接にすべきである。

第二、外交機構の拡充と所要予算の充実

国際情勢の進展と貿易の画期的増大に対する国内的至上命令に鑑み、次の諸点に重点を置き外務本省及び在外公館の機構を拡充するとともに所要予算の充実に努めるべきである。

一、日本独立後既に二年有余、武力なき日本としては国際情勢に即応し活潑なる外交政策の樹立及び運用に依り國家利益の伸長を図らなければならない。

然るに外務省に於ける政策の企画部門は不充分であるから、この際思切つて外務省の政策企画部門を強化すること。

二、中共に対する情報調査網を拡充すること。

三、貿易増進の至上命令に鑑み経済外交の機能を十分に發揮する為、先ず東南アジア、中近東、アフリカ、中南米等

の有望市場に対する機構乃至予算を拡充すると共に通商条約（新たに締結を要するもの四十六ヶ国）及び貿易協定（新たに締結を要するもの四十一ヶ国）等の交渉担当の機構及び対共産國貿易担当の機構を拡充すること。

四、海外移住に関する機構及び予算を拡充すること。

五、太平洋戦争勃発以来十数年に亘つて日本の対外宣伝啓蒙には空白時代があり、その結果、日本に対する諸外國の理解に不充分の点があつた為が外交の運営にも將又貿易の増進にも遺憾の点が少くなかつた。一方國內に於ても国際情勢に関する宣伝啓蒙も不充分であつた為に一般國民は国際情勢に関する正確なる認識を欠き、その結果日本の外交政策の根本についてすら國論の一致を見ざる有様である。

よつてこの際世界各地域に対し段階的に対外宣伝啓蒙を拡充すると共に對内的には思い切つて宣伝啓蒙を実施することとし、その為の機能と予算の拡充を図ること。

六、國際文化に関する施設を拡充しその所要経費を予算に計上すること。

第三、外交知識の普及

外交知識の普及については、外務省の國內宣伝啓蒙活動を拡充する一方自由黨として講演、小冊子の刊行等に依り黨の外交政策の普及徹底を図ると共に黨の地方支部、黨員等を通ずる普及方法を考慮すべきである。

五一

第六分科会(中共、ソ連、韓国、台湾関係)報告書

RA'-0292

0250

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

第六分科会（中共、ソ連、韓国、台湾関係）報告書

第二、中共関係

一、中共政權承認問題（附、事実上の関係の問題）

わが国は台湾国民政府を中国の政府と認め、これと外交関係を結んでいるので、中共政權は承認していない。中共政權を承認すべきや否やの問題を検討したが、現段階に於てはこれを承認しないのを適当とするという結論を得た。その理由は次のようなものである。

(一) わが国は国民政府を承認し、これと友好関係を樹立している。もしわが国が中共を承認すれば台湾国民政府を否認することとなる。これはわが国の安全保障にも重大な影響がある。或いは国民政府、中共政府の双方を承認すべきとの論もあるが、これには国民政府、中共政府双方共絶対反対であることは明らかである。

米國が国民政府を極東の反共体制の一環としての援助を為してある現情勢下において国民政府を否認し、中共を

承認するのは日米協力体制を根本より崩すこととなる。

(二) 北鮮と同盟関係にあり、戦争の相手方であつた中共を承認することは韓国に重大な影響があり、日韓関係を著しく困難にするおそれがある。国民政府を承認する他の民主諸国との関係に於ても面白くないものがある。

(三) 日中国交再開に関する中共側の条件は、中共側の主張に鑑み日本の対米協力の放棄、再軍備禁止等を含む相当厳しいものと思はれる。

(四) アジアに於ける反共体制が未だ確立せず、日本国内の共産活動についても樂觀を許さない今日、中共承認については対内関係よりも考慮すべきものがあるが、なお日本の中共承認はアジアの勢力均衡に重大関係があり、アジア反共体制を著しく弱体化することとなる。

なお現在世上の一部には、中共が現実に支那大陸を支配し英園をはじめ多数の国がこれを承認していること及び支那大陸が歴史的文化的地理的経済的にも我國との関係が深いこと等の理由によりこれを承認すべしとの論もあるが、上述の理由により、国際外交の大局的見地からこれに承認しがたい。

以上の如くわが国は中共を承認できないが、この際ならんか事実上の関係を打立て、貿易の促進その他経済関係の処理等に資する態勢を整える必要を認める。この方法として若し出来得るならば相互に通商代表または貿易代表を交換する案等を検討してみたが現状では実現に困難があるとの結論に達した。

ゆえにこれらの問題について中共と接面を持つため各分野に於て特殊の機構（例えば、引揚問題における赤十字社の如き民間団体）を設けこれが窓口となつて中共側と一元的に交渉に當ることが適當と認める。

二、中共貿易の問題

戦前、中国との貿易が相当の額に達していた関係もあり、輸出市場としての中共に関心が有たれるのは当然である。昨年度の中共向輸出額は約四百五十万ドルであり、本年度は約二千万ドルに達するものと予想されている。しかし乍ら中共では貿易圏であり、また中共の政治形勢は特異のものであり、その貿易政策や経済政策は、経済主義に従うより政治的理由に支配せらるる実状にあるから、その点に注意する必要がある。

また戦前の中国は日本に対して原料の輸出国であり、製品の輸入国であつたが、この状態も漸次変化しつつあるように見受けられる。中共に対する戦略物資輸出禁止の国連決議もある。従つて近き将来に於ては、中共貿易の進展に對し、一般に想像するように多くを期待し得ないであらう。

但し、わが国の現在の状態は何としても輸出を拡大しなければならぬ状態にある。中共貿易が決してわが国の経済立直りの起死回生の妙策でないにしても、わが国の経済状態改善に資するものである以上、米園、コム等とも充分協議の上積極的にこれが推進に努力を払うべきである。また、中共貿易の障害となつてゐる決済問題、金融問題等を解決しなければならない。

これと共に、経済取引、學術調査、引揚、文化、宗教、スポーツ等の目的のための渡航（又は米目）に対する従来の方針及び取扱方について緩和改善を加える必要がある。

第二、ソ連関係

一、国交再開の問題（附、事実上の関係の問題）

ソ連は桑港會議に出席したけれども、わが方の到底認容し得ない独自の平和条約を提案し遂に桑港平和条約に調印しなかつた。

しかし、平和条約第二十六条によると、わが國はソ連がもし同条約の効力發生後三年以内（即ち明年四月二十七日迄）に同条約に定めるところと同一の、または實質的に同一の条件で兩國間の平和条約締結を申入れ来る場合には、これに應ずる義務があるが、これはソ連側から提議すべき立場にありソ連側にこの種の平和条約締結の意思があるかどうかは問題である。なお、右期限経過後において、ソ連側から右の様な条約を申入れて来る場合に、日本としてこれに應ずるや否やは日本の自由であつて、その条件を検討して善処すべきである。

しかし、いづれにしても桑港条約と余りかけ離れた条約は日本として受諾すべきでない。

尙、國交再開迄の暫定的措置としてソ連側と通商漁業等のため接觸面を持ち事実上の關係を打立てることが必要である。その方法としては中共の項において述べたところに準じて措置すべきである。

二、東西貿易の問題

米國をも含めて東西貿易拡大の要望あり、コロンに於てもソ連向輸出制限を大巾に緩和した経緯もあり、國交の回復とは別個にソ連との貿易に力を注ぐべきである。これについては米國側とも充分協議することが適當であらう。

渡航（又は米日）に関しては中共の項において述べたところに準じて措置すべきである。

第三、韓国關係

日韓會議を出来得る限り速かに再開の上、兩國間の懸案（漁業、請求權、竹島の問題）を一掃し、善隣友好關係を樹立すべきである。なお韓国はわが國との關係において、安全保障上重要な地位をもつことについて特別の留意を払ふ必要がある。

第四、台湾國民政府關係

台湾國民政府との關係については、わが國は台湾國民政府との友好關係維持、貿易關係の改善に努力すべきである。台湾は極東に於ける反共防衛戰の重要な一環であるから、これを共產勢力より防衛することについては、日本としても出来得る限り協力する必要がある。

なお、國民政府が終戦後直ちに「暴に報ゆるに暴をもつてせず」と宣言し、各國に率先して戦犯の全部を釈放し、賠償要求權を放棄した好意は銘記すべきである。

第五、漁船操業の安全確保等

丙 経過報告書

五八
本来自由なるべき公海における漁船の操業は、対韓国関係においては所謂李ライン問題があり、対中共関係においても領海外におけるわが漁船の不法拿捕の問題があつて、平和な操業が阻害されており、又北洋においても、操業上の不安があるので、これに対してその操業の安全を確保する外交上の施策を講じ根本的な解決を図るべきである。
尙船員の釈放、拿捕漁船の返還、損害の補償等の問題についても速やかに解決を計ること。

RA'-0292

0264

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

自由党外交調査会委員

委員長 津島 寿一	副委員長 上塚 義昭	委員 小田 金義	委員 野田 金義	委員 山本 勝一	委員 鹿島 守之助	委員 吉野 信次	委員 石田 博英	委員 今村 忠助	委員 小笠原 公韶	委員 小川 平二	委員 西村 直巳	委員 橋本 龍伍
--------------	---------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------

委員 福田 篤泰	委員 福田 越夫	委員 福田 一夫	委員 降旗 徳一	委員 増田 甲子七	委員 吉武 恵市	委員 大久保 武雄	委員 加藤 精三	委員 熊谷 憲一	委員 小林 絹治	委員 佐々木 盛雄	委員 始関 伊平	委員 鈴木 善幸
-------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------

第四分科会(米洲關係、移民)

長上塚 司 委員 今村 忠助 加藤 精三 佐々木 盛雄 中村 幸八 岡村利右エ門
北沢 直吉 森下 國雄 谷川 昇 吉米地 英俊 橋本 龍伍
降旗 德彌 一松 政二 宮沢 喜一

第五分科会(日英關係、外交機構、外交知識普及)

長野 田 卯一 委員 今村 忠助 加藤 精三 佐々木 盛雄 中村 幸八 岡村利右エ門
北沢 直吉 森下 國雄 谷川 昇 橋本 龍伍 熊谷 敏一
福田 篤泰 福田 勉夫 吉米地 英俊 田中 龍夫 田口 長治郎
小笠 公昭 大久保 武雄 島村 一郎 植竹 春彦 岡崎 真一
一松 政二 杉原 荒太

第六分科会(中共、ソ連、韓國、台灣)

長山 本 勝市 委員 小川 平二 加藤 精三 佐々木 盛雄 田中 龍夫 中村 幸八
福田 篤泰 岡村利右エ門 田口 長治郎 秋山 俊一郎 中川 以良
北沢 直吉 森下 國雄 守島 伍郎 谷川 昇 橋本 龍伍
小林 絹治 鈴木 善幸 吉武 恵市 杉原 荒太 西郷 吉之助
青山 正一

総会経過

第一回 三月十二日(金)

発会式。鳩山一郎氏より挨拶、つづいて津島会長より挨拶を行い、事務局長に守島伍郎氏(代理北沢直吉氏)を指名決定した。

(総理大臣官邸)

第二回 三月十六日(火)

岡崎外務大臣挨拶。松本駐英大使より最近の英米事情並びにその外交政策につき聴取した。

(参議院副議長公邸)

第三回 三月十九日(金)

外務省松井官房長より最近の國際情勢、外務省機構及び予算につき説明をきいた。

(参議院副議長公邸)

第四回 三月二十三日(火)

外務省寺岡歐洲参事官より最近の歐洲情勢につき、また山泉駐パキスタン大使よりパキスタンの外交、政治、經濟問題等につき聴取した。

(参議院副議長公邸)

第五回 三月二十六日(金)

永野護氏よりフィリピン賠償問題及び関連諸問題につき説明を聴取した。

(参議院副議長公邸)

第六回 四月二日(金)

岡崎外務大臣より最近の世界情勢及びわが外交政策の基調につき、また外務省中川アジア局長より各國との賠償問題について説明を聴取した。

第七回 四月六日(火) (参議院副議長公邸)
西原経宰庁総務部長より最近の世界経済の動向について、愛知通産大臣より米園との関連諸問題及び各国との通商問題等につき、また外務省土屋欧米局長より最近の米園事情及び日本との関連諸問題について説明を聴取した。

第八回 四月九日(金) (参議院副議長公邸)
小笠原大蔵大臣より経済外交に関する諸問題につき、また外務省小田部経済局次長より各国との通商経済問題について説明を聴取した。

第九回 四月十三日(火) (参議院副議長公邸)
西山駐印大使より最近に於けるインドの外交、政治、経済問題につき、また日高元駐伊大使より最近の南米事情につき、また大蔵省東条為替局長より為替問題について説明を聴取した。

第十回 四月十六日(金) (参議院副議長公邸)
増原保安庁次長より保安隊に関する諸問題につき、また外務省中川アジア局長より東亜の諸情勢につき説明を聴取した。

第十一回 四月二十日(火) (参議院副議長公邸)
芳沢駐華大使より最近の台湾事情につき、また坂垣駐香港総領事より最近の中共事情につきそれぞれ説明を聴取した。

第十二回 四月二十三日(金) (参議院副議長公邸)
二宮シンガポール総領事より最近のマレー事情につき、また係島駐インドネシア公使よりインドネシア賠償問題について説明を聴取した。

第十三回 四月二十七日(火) (参議院副議長公邸)
元駐米大使野村吉三郎氏より重要外交問題に対する意見を、また外務省石黒参事官より移民問題の概要について説明を聴取した。

第十四回 五月七日(金) (参議院副議長公邸)
当面の外交問題に関する自由討論を行った。

第十五回 五月十一日(火) (参議院副議長公邸)
当面の外交問題に関する自由討論を行った。

第十六回 五月十八日(火) (参議院副議長公邸)
当面の外交問題に対する自由討論を行った。

第十七回 五月二十一日(金) (参議院副議長公邸)
村田省蔵全權大使よりフィリピン賠償問題につき説明を聴取した。

第十八回 五月二十五日(火) (参議院副議長公邸)
外務省朝鮮経済局長より最近の英園事情について説明を聞いた。

第十九回 六月一日(火)

日米問題、東南アジア問題、中共ソ連問題について自由討議を行った。

(総理大臣官邸 午後二時)

第二十回 六月二日(水)

吉田総裁より挨拶。津島会長より自由討議の中間結論に関する報告を行った後、日米問題、東南アジア問題、中共ソ連問題について自由討議を行った。

(総理大臣官邸 午前十一時)

第二十一回 六月二十九日(火)

ソ連の外交政策について外務省欧米局新聞第五課長より、アメリカの外交政策について欧米局竹内第一課長よりそれぞれ説明を聴取した。

(参議院副議長公邸 午後二時)

第二十二回 七月二十七日(火)

今後の運営方針について協議の後これを決定、各分科会の中間報告及び審議を行った。

(参議院副議長公邸 午後一時)

第二十三回 八月二十四日(火)

「第一分科会報告書草案」及び「第三分科会報告書草案」を上程、審議の上了承した。

(参議院副議長公邸 午後一時)

第二十四回 八月二十五日(水)

「第四分科会報告書草案(第一部米洲関係)」「第四分科会報告書草案(第二部移民問題)」及び「第五分科会報告書草案」を上程審議の上これを了承した。

(参議院副議長公邸 午後一時)

第二十五回 八月二十六日(木)

「第二分科会報告書草案」及び「第六分科会報告書草案」を上程審議の上これを了承した。

(参議院副議長公邸 午後一時)

第二十六回 九月二日(木)

「外交調査会総括報告書(案)」を上程審議の上これを了承した。

(参議院副議長公邸 午前十時)

分科会経過

第一分科会(安全保障)

第一回 六月二日(水)

第一、第三分科会合同にて外務省下田条約局長より安全保障問題について聴取した。

(総理官邸 午前十時)

第二回 六月十一日(金)

東大教授横田喜三郎氏より国連と日本の安全保障問題につき聴取した。

(参議院副議長公邸 午前十時)

第三回 六月二十三日(火)

外務省国際協力局第一課長より日本の国連加入問題、国連憲章改正問題等について説明を聞いた。

(参議院副議長公邸 午前十時)

第四回 七月一日(水)

国連協会副会長、元駐米大使堀内謙介氏よりオスローに於ける赤十字会議の模

様、最近の歐洲諸國の國情等について説明をきいた。

(參議院副議長公邸 午前十時)

第五回 七月二十一日(水) 「日本の安全保障政策について 第一分科会報告書草案」をめぐり種々討議を交した。

(參議院副議長公邸 午前十時)

第二分科会 (貿易振興関係)

第一回 六月二日(水) 今後の研究題目を討議決定した。

(參議院副議長公邸 午後一時)

第二回 六月十一日(金) 通産省牛場通商局長より第二分科会研究題目の各項目について説明をきいた。

(參議院十三班室 午後三時)

第三回 六月二十一日(月) 通産省牛場通商局長よりマーケットポテンシャルティーの問題及び対中貿易の状況について説明をきいた。

(參議院副議長公邸 午前十時)

第四回 七月一日(木) 日本貿易会理事谷林正敏氏より貿易の現状及び将来性、國際收支均衡、貿易振興の爲の対策(貿易の綜合調査研究機關設立の必要性、輸出促進方策の早期実施の必要性)について説明をきいた。

(參議院副議長公邸 午後三時)

第五回 七月十六日(金) 日本鉄鋼通關專務理事岡村武氏より鉄鋼業界の現状、貿易振興の爲の問題点及び要望(輸出奨励具体策としては原料としての國內炭割高是正問題)等について説明をきいた。

(參議院副議長公邸 午後二時)

第六回 七月二十一日(水) 日本紡績協会常務理事田川信一氏より綿貿易の現状と当面の問題及び施策に対する要望等につき説明を聴取した。

(參議院副議長公邸 午後二時)

第七回 八月三日(火) 通産省今井官房総務課長より「新輸出計画案」その他につき説明をきいた。(資料……「新輸出計画案」について「輸出の振興について」「輸出振興のための組織(案)」)

(參議院副議長公邸 午後二時)

第八回 八月九日(月) 「第二分科会報告書草案」について種々意見を交換した。

(參議院副議長公邸 午前十時)

第三分科会 (東南亞關係及び賠償問題)

第一回 六月二日(水) 第一、第三分科会合同にて外務省下田条約局長より安全保障問題について聴取し

第二回 六月九日(水) (総理官邸 午前十時)
外務省中川アジア局長及び大蔵省理財局長を招き、中川アジア局長よりフィリッピンとの賠償問題、インドネシアとの賠償問題の最近の情勢、今後の見通し等につき聴取した。

第三回 六月十四日(月) (衆院第三会館第二会議室 午前十時)
昭和ゴム社長岩田喜雄氏よりインドネシアの政治、経済事情、対日賠償についての考え方等につき説明をきいた。

第四回 六月二十九日(火) (衆院第三会館第二会議室 午後一時)
経済審議庁調査官大来佐武郎氏より対東南アジア貿易の現状(不振の原因及びその対策)と見渡し、東南アジア諸国の政治経済事情等について説明をきいた。

第五回 七月二十七日(火) (参議院副議長公邸 午前十時)
日本E.C.A.F.E.協会事務局長土井章氏より中共と東南アジアとの政治的、経済的関係について説明をきいた。(第六分科会と合同)

第六回 八月二日(月) (参議院副議長公邸 午前十時)
比島沈船引揚問題について元海軍技術大佐、元日本製鉄企画部長畑敏男氏より説明を聴取した。

第七回 八月十九日(木) 「第三分科会報告書草案」について種々意見を交換した。

第四分科会 (米洲関係、移民)

第一回 六月三日(金) 外務省石黒参事官、竹内欧米局長を招き、移民問題について聴取した。時間の関係により竹内局長の説明は後日に譲り散会した。

第二回 七月二日(金) (院内第七控室 午後三時)
外務省石井移民課長より移民の現状、移民立法の問題点について説明をきいた。

第三回 七月三日(土) (参議院副議長公邸 午後三時)
外務省石井移民課長より移民立法の具体的問題点及び予算問題について説明をきいた。

第四回 七月十九日(月) (参議院副議長公邸 午後二時)
外務省移民課種谷事務官より米年度移民関係予算について説明を聴取し、種々意見を交換した。

第五回 七月二十六日(月) (参議院副議長公邸 午後一時)
外務省移民課種谷事務官より昭和三十年度移民予算について説明を聴取、意見を交換した。

第六回 八月十六日(月) 「第四分科会報告書草案」について種々意見を交換した。
(参議院副議長公邸 午前十時)

第七回 八月十九日(木) 「第四分科会報告書草案(第二部 移民問題)」について種々討議を交した。
(参議院副議長公邸 午前十時)

第五分科会 (日英関係、外交機構、外交知識普及)

第一回 六月三日(木) 外務省田付情報文化局長より外務省の国内啓発宣伝状況につき、また永井経済局次長よりスターリング地域との貿易状況の概略につき聴取した。
(院内第七控室 午後一時)

第二回 六月四日(金) 外務省経済局須之部第四課長よりスターリング地域の構成、同地域内各国の日本との貿易状況及び対日関税政策につき聴取した。
(院内幹事室 午後一時)

第三回 六月八日(火) 外務省経済局須之部第四課長より前回に引続き同様の題目につき説明を聴取した。
(院内幹事室 午後一時)

第四回 六月十日(木) 外務省寺岡参事官より英連邦を基礎とするイギリスの対外政策について説明をきいた。
(院内幹事室 午後一時)

第五回 七月二十二日(木) 外交機構について外務省近藤官房総務課長より、またそれに伴う予算問題について中村会計課長より説明を聴取した。
(参議院副議長公邸 午後一時)

第六回 七月二十三日(金) 中近東地域における諸問題について(対中近東政策確立の必要性) 外務省寺岡参事官より、また国内外の宣伝啓発状況及びインドシナ休戦をめぐる最近の国際情勢について田中情報文化局長よりそれぞれ説明をきいた。
(参議院副議長公邸 午後一時)

第七回 八月十六日(月) 「第五分科会報告書草案」をめぐる種々意見を交換した。
(参議院副議長公邸 午前十時)

第六分科会 (中共、ソ連、韓国、台湾)

第一回 六月三日(木) 外務省欧米局新聞第五課長よりソ連の外交政策を中心とした説明をきいた。
(衆院第一会館第三会議室 午後三時)

第二回 六月二十三日(水) 外務省アジア局小川第二課長より中共の政治、経済、軍事事情及び外交政策等について説明をきいた。
(衆院第一会館第二会議室 午後二時)

第三回 七月二十七日(火) 中共と東南アジアとの政治的、経済的關係について日本ECAD協会土井事務

局長より説明を聴取した。(第三分科会と合同)

(参議院副議長公邸 午前十時)

第四回 八月三日(火) 外務省アジア局鶴見第六課長より韓国の国内事情、李大統領の訪米問題及び日韓間の諸問題等について説明をきいた。

(参議院副議長公邸 午前十時)

第五回 八月四日(水) 外務省中川アジア局長より中共と台湾の相互的關係について説明をきいた。

(参議院副議長公邸 午後二時)

第六回 八月五日(木) 報告書草案作成のため自由討論を行った。

(参議院副議長公邸 午後二時)

第七回 八月七日(土) 報告書草案作成のため意見を交換した。

(参議院副議長公邸 午前十時)

第八回 八月十九日(木) 「ソ連、中共の旅より帰って」と題する西村直巳、長島銀蔵両氏よりの帰朝報告を聴取した。

(参議院副議長公邸 午後二時)

自由党外交調査会報告書

昭和二十九年九月

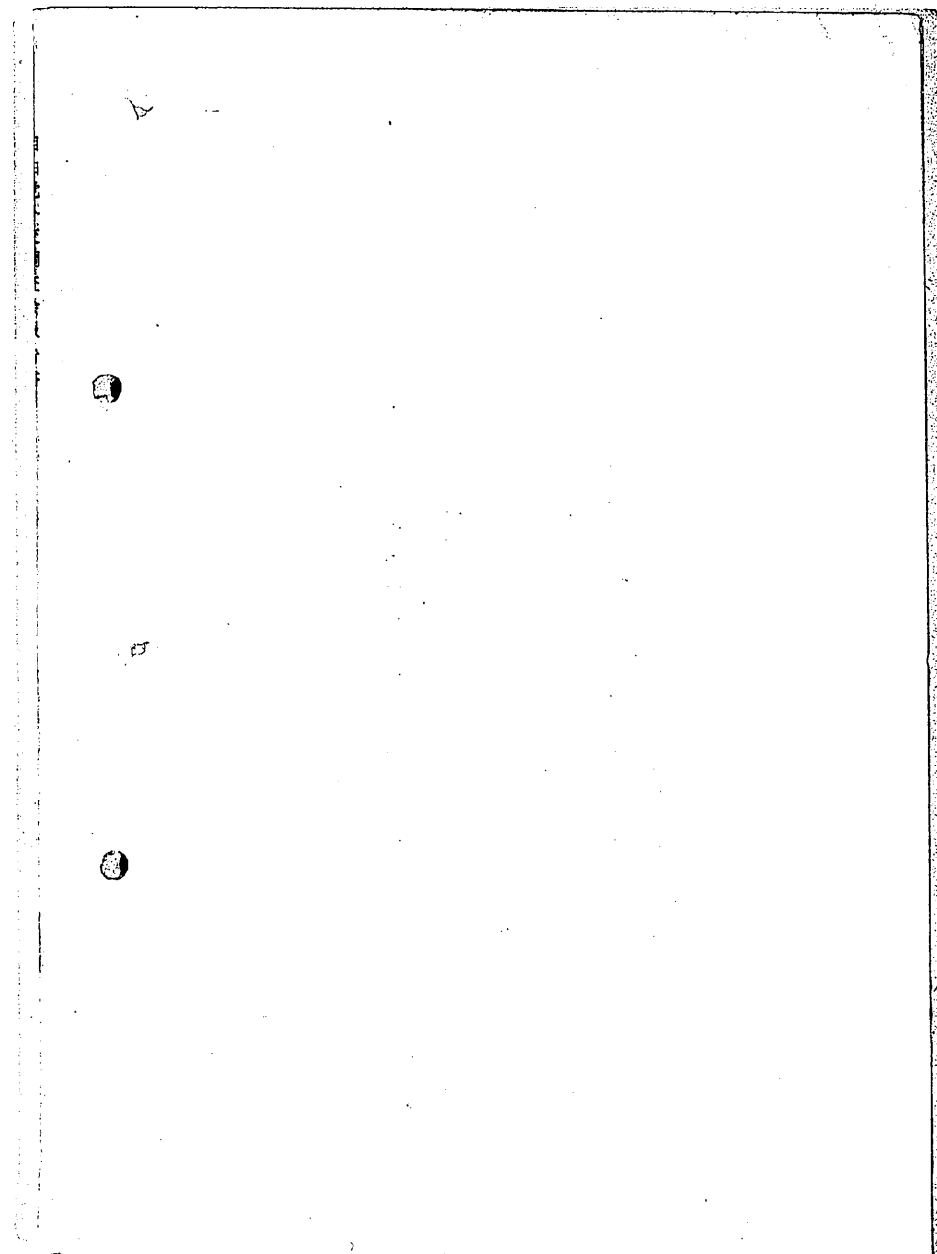
発行所 自由党外交調査会

東京都千代田区永田町一ノ七

電話 霞ヶ関(58)〇二二一五

印刷所 株式 秀英社

東京都千代田区神田小川町三ノ五



RA'-0292

0274

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

昭和二十九年九月二日

第四分科会（米州関係及び移民問題）

移民問題報告書附屬書

自由党外交調査会

RA'-0292

0275

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

目次

第一章 戦後海外移民の再開	一頁
昭和二十九年度移民送出計画	三
第二章 今後の移民について	五
第一節 戦前の移民の特質	五
第二節 第二次大戦後の移民	六
第三節 今後の移民は如何にあるべきか	八
第三章 移民担当政府機関の現状	二
第四章 移民送出機関	三
第一節 戦前の移民送出機関	三
第二節 戦後初期の送出機関	三
第三節 財団法人日本海外協会連合会の設立	六
第五章 現地受入機関について	八
第一節 現地受入機関の現状	八

RA'-0292

0276

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

第三節 現地受入機構整備案	三〇
第六章 移住団体法制化に伴う研究	三三
第一節 移民保護法に関する問題	三三
第二節 海外移住団体法案に関する問題	三四
第三節 海外移住貸付金法案に関する問題	三六
第四節 海外移住者の財産整理法案に関する問題	三八

第一章 戦後海外移民の再開

昭和十六年末第二次大戦勃発以来同十六年九月平和条約締結までの約十年間は、我國と南米諸國との交通通信は全く中断せられた。また満洲、朝鮮、台湾、樺太等は敗戦と共に接収せられ、中共、フィリッピンその他東南アジアとの連絡も敗戦後数年間は全く杜絶の状態にあつた。加うるに進駐軍の政令により、移民の送付、海外発展の如きは、これを口にすることすら禁止せられた。

この時に当り、元アマゾンア産業株式会社社長上塚司は、一九五一年八月、アマゾン流域ペラ州サンタレン市に於ける日伯合弁製麻会社設立の要務を帯びて渡伯し、先ずペラ州州統領アレキサンドレ・ザカリアス・アッスンソン氏、アマゾンナス州州統領アルヴァロ・ポッテリョ・マイア氏をはじめ、両州政府当局及民間有力者と会見したところ、戦時中より戦後にかけて著るしき発展を見たる黄麻産業のため、アマゾン流域は甚しき労力の不足を訴え、日本農業移民の誘入に対する熱意極めて切実なるを看取した。よつて同年九月十九日元アマゾンア産業株式会社支配人辻小太郎と共にリオデジャネイロに至り、同月二十三日ブラジル連邦合衆國大統領ゼッリオ・ヴァルガス氏に謁見し、アマゾン流域に日本移民再開に関する請願書を提出した。その内容は、一九五二年以降五カ年間に毎年左の率を以て合計五千家族式万五千名の入国を許されんことを懇請し、且つこれが実施を円滑にするため、ブラジル政府に於ては左の如き援助を与えられんことを願出た。

請願日本移民入国年別表

年度	家族数	人員
一九五二年	一五〇	七五〇
一九五三年	三〇〇	一、五〇〇
一九五四年	六〇〇	三、〇〇〇
一九五五年	一、五〇〇	七、五〇〇
一九五六年	二、四〇〇	一、一五〇〇

請願援助条件

- 一、伯国到着港より入植地までの移民及携帶荷物の無賃輸送
- 二、當農資金融通特施
- 三、所要土地の入手を容易ならしめ度し

右に對し大統領は即座に諒承せられ、直ちに書類を移民審議会に廻付せられたるが、同審議会は慎重審議の結果十月十九日に至り、満場一致を以てこれを通過した。

その後サンパウロ州在住の松原安太郎も中南部地域に対する移民誘入に關し請願書を提出したが一九五二年八月十八日ヴァルガス大統領の特別な厚意により、七年間に四千家族二万人の入植許可を得た。また同じくサンパウロ州在住宮坂國人も一九五二年一月パラグワイ國より百二十家族六百人の入國許可を得、昭和二十九年三月、ロイヤル・インターオーシャン・ラインズのルイス号で三家族十八名を送出した。一九五三年衆議院議員今村忠助、ついで外務省事

務官種谷清三はボリビア國を訪問し、サンタクルーズ地方に日本移民誘入の希望強烈なるを確認し来れるも未だ実行の域に達してゐない。

かくて、戦後に於て日本移民を歓迎している所は南米だけであるが、計画移民の送出が現実になされている所はブラジル國だけといつても差支えない。而してブラジルに於ける計画移民の入國許可数は前記上塚・辻移民、松原移民の合計数であるが、右許可数の枠内に於て現実に日本より送出した数は、

一九五二年	一七家族	五四名
一九五三年	二五三家族	一、五〇二名

であつた。なおこの外に終戦後今日までの間に呼寄せ移民として海外に渡航したもの数は、正確な統計に乏しきも、大体ブラジル約三、〇〇〇名、アルゼンチン二、〇〇〇名乃至一、五〇〇名、北米二、〇〇〇名程度である。

なお上塚、松原両移民割当の外に憲法によつて認められたる自由移民割当の枠が二、八四九名あるを以て、今後これらを合算したる点までは送出可能となる次第である。

昭和二十九年年度移民送出計画

昭和二十九年年度の移民送出計画を予算面より見れば、ブラジル國三、〇〇〇名、アルゼンチン國三〇〇名、パラグワイ國二〇〇名、ということになつてゐる。

この計画を遂行することは勿論であるが、同時に所要渡航費の全額を全渡航者に貸付けていた過去の渡航費貸付方

法に再検討を加え、認められた貸付金の予算の範囲内に於て出来るだけ多数の移民を出来るだけ多数の国に渡航せしめる方法を講ずべく研究せねばならぬ。昭和二十九年度に於ける移民送出計画の概要は次の通りである。

一、ブラジル国			
(1) 開拓移民	四〇〇家族	二、〇〇〇名	
(2) 養蚕移民	一〇〇〃	五〇〇名	
(3) コロノ移民	一〇〇〃	五〇〇名	
(4) 米作移民	五〇〃	二五〇名	
二、アルゼンチン国			
(1) コロノ移民其他	五〇〃	一、〇〇〇名	
(2) 漁業移民	一〇〇〃	五〇〇名	
三、パラグワイ国			
(1) 開拓移民(エンカルナシオン地方)	五〇〃	二五〇名	
(2) コロノ移民(ラ・コルメーナ地方)	三〇〃	一五〇名	
四、ボリビア国			
製糖プラント輸出に伴う移民	一〇〇〃	五〇〇名	
五、コロンビア国			
機械化開拓移民	二〇〃	一〇〇名	

なお右諸計画の外に今後の計画として現在外交接衝の段階にあるものに次の如きものがある。

- (1) 仏領ギアナ パリーにて目下交渉中
 - (2) ウルグワイ 毎年約三〇一五〇家族の見込
在東京代理公使より申入あり交渉中
 - (3) ホンデュラス 在本邦代理大使より約五万人を入り度い旨非公式申入あり
 - (4) パナマ 一般に農業移民を希望している
 - (5) ヴェネズエラ
- 右の如く戦後の移民は中南米諸国、殊にブラジル国に向つて指向されているが、ブラジル以外の中南米諸国に於ても我が農業移民の受入れを希望する国が相当あるのである。然し目下のところブラジル国以外に於ては受入態勢に於て十分の用意ありと云ふことは出来な。

第二章 今後の移民について

第一節 戦前の移民の特質

戦前ブラジル国その他中南米諸国に送られた移民はアマゾン流域を除いては総てコロノ移民であつた。コロノ移民とは既成農園主との契約により一定の条件を以て雇傭せらるゝ所謂契約移民である。戦前は海外興業株

式会社の如き斡旋機関が全国より移住希望者を募集し、手数料を取つて渡航手続を代弁し政府より渡航費の補助を受けてこれを相手国に送りつける。この移民が相手国に到着すると相手国の移民官に引渡され、直ちに収容所に入れられる。移民官は予て受理している要請に基づきこれらの移民を夫々農園主に配分し、農園主と移民との間に契約が交され、移民の雇傭先がきまるのである。農園では住居を与えられ、賃銀が支払われ生活の保証を受ける。従つてこの種の移民は別に生活資金等を携え行かなくても働きさえすれば生活に心配はなく、その内には若干の貯蓄も出来、数年の後には蓄積せる資金を以て土地を購入し、作物を植えて独立自営の農家として立派に発足することが出来るようになる。

かくの如く、コロノ移民は農園主に雇われるのであるから、素手で行つても働きさえすれば直ぐに賃銀にありつき最少限度の生活は保障せられる。故に受入側の要求に応じていくらかでも送り出すことが出来る。これ戦前の或時期に於て年間三万人近くも送出し得た所以である。

第二節 第二次大戦後の移民

第二次大戦後の移民事情は戦前と大いに異つて来た。戦前大いにコロノ移民を要求しておつたサンパウロ州すら日本人のコロノ移民の入国を希望しなくなつた。今年度紡績移民並びに養蚕移民若干がサンパウロ州に送られたことは例外である。

戦後ブラジル国連邦政府の移民政策の重点は未開発地帯の開発である。アマゾン大江の流水する地域広漠数百万平

方哩、パラ、アマゾナス、マットグロソ、ゴヤス、マラニオン、アクレ、グワボレ、リオブランコ、アマッパの九州に及ぶ。この地域は未だ斧鋸の及ばざる原始境として未開発のまゝ残されている。ブラジルの資源はこの広大なアマゾニアの地域に包蔵されている、これを開かざる限りブラジル国の大繁栄は無い、この考え方が連邦政府のアマゾニア開発計画となつて表われ、憲法によつて連邦政府の年収入の百分ノ三とアマゾン流域九州の各州収入の百分ノ三及び九州内の都市二五三の収入の百分ノ三を合せたるものを割いて特にアマゾニア開発の資金とすることに規制するに至つたのである。

大統領ゼリリオ・ヴァルガス氏はアマゾン開発計画の一環として過去二十五年に亘り日本人がアマゾン流域に於て惨憺たる苦心の結果、ジュート及びビメンタの栽培に成功し、ブラジル産業に多大なる寄与をなしたとあるを最もよく知つていたので、この困難なる原始境の開発を日本人の努力に期待し、多少の反対をも押切つて、アマゾン流域の各地に日本人の入植によつて連邦植民地の完成を図るに至つた。是れ即ち連邦植民地計画移民である。

然らば、連邦植民地は如何なる方式によつて進められているか。所に依つて多少の相違はあるが、連邦は州に命じて一定の土地を選定しこれを分割し道路その他の施設をなし、分割地毎に小舎掛けをして入植者を俟つ。入植者到着せば入植者は夫々指定の地に入れられる。以後は入植者の計算に於て原始林の伐採、山焼、整地等を行い、生産物の栽培に着手する。連邦政府はこの新たに出来る植民地のために、学校、病院、運輸の施設を行い、また州によつては入植者に対し営農資金の斡旋、生活費の補助を行う所もある。

この如く、開拓移民は当初より原始林に挑み自己の手によつてこれを採採し山焼し整地し自己の勞力によつて栽培し収獲しよつて得たる収入を以て一家の計を樹てて行かねばならぬのであるから、その創業初期に於ける困難辛苦は

到底コロノ移民の比ではない。

八

第三節 今後の移民は如何にあるべきか

以上の如く、第二次大戦後、移民の主たる受入国であるブラジル国に於ける移民の傾向は連邦植民地に入植せしむる開拓移民である。而して開拓移民の入植には諸般の準備と経費とを必要とし、コロノ移民の如く無造作に送り出すという訳には行かない。植民地の形成のためには、土地の選定、配分、一定の地域の伐採、山焼、整地、住居の建築、道路の構築、学校、病院等最少限度の公共施設その他器具、種苗等の配給等総て受入側即ち連邦政府に於てなさねばならぬ。従つてこの面に於ける予算支出の關係からも無制限に移民を受入れる訳には行かない。自から毎年の受入数には一定の限度がある。

かくて、唯徒らに連邦植民地移民のみに頼つて、別に方途を講ぜざるに於ては、ブラジル移民は一定の限度以上には到底増加し得ないことになる。

コロノ移民は多くを期待することが出来ず、連邦計画移民も亦一定の限度があるとすれば、これに對して如何なる方途を予め講じ置くべきであらうか。

勿論、アマゾン流域に於ける連邦開拓移民は漸く昨年より開始せられたるのみである。従つて今後幾年かはこの種の計画は継続せられるであらう。よつてこの期間に出来るだけ多くの移民を送り込むことの必要なことは言うまでもない。然しこれと同時に、次の三種の移民について考究の要があると思う。

一、企業移民の再現

企業移民という言葉が果して適當であるかどうか解らぬが、ここに言う企業移民とは、新天地に一つの事業を計画し、これに必要な事務員、技術員、職工及原料の栽培に當るべき農業移民を送り出すことである。例えばアマゾン流域は米作の適地である。故にブラジル政府当局と協議し、その諒解の下に極めて大規模の栽培計画を樹て、米の大量生産に當る。而して、その收穫はまずブラジル国の需要に充當し、その余剰は日本政府の食糧政策に於て移民船の歸りに日本に向け積出すこととする。日本は今毎年千数百万石の食糧の輸入をしているから、その不足を補うまでに生産を拡大するには、多大の努力を必要とする。従つて米作植民地の形成には、相当多数の移民の送附が伴わねばならぬ。

また、精糖会社、製麻会社等を新設して、これら新産業の運営に當らんとするには先ず原料が必要である。故にその原料の栽培に當るべき農業移民を送り出さねばならぬと同時に、工場の運転に必要な技術移民も必要になつてくる。かくて、新しく新規の企業を計画して行けば、絶えまなく移民を送り出すことが出来る。而してこの種の企業の規模が大なれば大なるほど、多数の移民を必要とするわけである。

然し乍ら、この種の企業を計画するに當つては、巨額の資金を必要とするのみならず、その種類に依つては相手国の国内産業を脅威するが如きものもありうるのであるから、これが実行に當つては、相手国政府の意向を充分に斟酌し、その諒解を得るは勿論、出来得れば、相手国資本と協同して所謂合弁組織により、相手国民をも利益することを常に考慮の内におかねばならぬ。

九

二、呼寄せ移民

呼寄せ移民とは、外地在住者がその家族近親知友を呼寄せ、るのに応じて行く移民である。外地在住者は、その在在地の領事館を通じて呼寄せの手続きをなし、旅費一切を負担し、現地に到着後の仕事または生活について保証するのが原則である。

この呼寄せによる移民の数は決して少数ではない。戦後より昭和二十八年年度末までにブラジル、アルゼンチンその他の諸国に呼寄せによつて移住した人の数は総計して六千人を下らない。

今日までの呼寄せは個々まちまちであるが、今後出来れば、現地に於て都道府県毎に県人会または呼寄せ組合の如きものを作り、その保証の下に出来るだけ多くの呼寄せ移民の実現を期すべきである。

三、技術移民

次には各種技術移民の奨励である。例えば、五、六月、船にて送り出した紡績移民または養蚕移民の如きは、何れもサンパウロ州政府を通じて依頼して来たものであるが、これは現地に引受人があつて、コロノ的雇傭方式により契約するか、一定の期間経過後は漸次独立自営の農家となるものである。従つてこの種の移民は皆農資金や生活資金の準備を必要としないのであるから大いに奨励すべきと思う。

以上述べた三種の移民の外にも工夫すれば移民の途はまだあると思うが、これらの移民を連邦植民地に入植する間拓移民と併用して行けば、年々相当数の移民を送り出すことは決して難事でないと思う。

第三章 移民担当政府機関の現状

昭和二十六年法律第二八三号外務省設置法により、外務省は、海外に於ける邦人の保護並びに海外渡航及び移住の斡旋の事務を一体的に遂行する責任を有している。即ち移民行政に関する主務官庁は外務省である。

同設置法第四条によれば、外務省は海外渡航及び移住に関し斡旋・保護、その他必要な措置をとる権限を有し（第四条第八項）また所掌事務に係る社団法人または財団法人につき許可または認可を与えること（第四条第二十五項）の権限を有する。従つて外務省に於ては、年度移民送出計画、右に要する予算（渡航費、外国旅費、移民事務委託費、神戸移住斡旋所に要する経費等）の編成に當つており、更に送出機関及び国内移民団体の指導、移民送出のための諸般の実施事務等を管掌し、また関係各国の移住関係法規の研究、移民関係国際会議及びILO関係の仕事に當つている。

神戸移住斡旋所は計画移民の外これに支障を来さざる範囲において入所を希望する呼寄せ移民、或いは再渡航者等を入所せしめ、移住地事情、語学の講習、旅券の査証取付の斡旋、健康診断等を行つてゐる。

なお昭和二十八年十月、移民問題に関する重要事項の審議に當る為、大臣の諮問機関として海外移住懇談会を設置した。

昭和二十六年十二月上塚司ブラジル国より帰国するや直ちにその結果を吉田総理大臣兼外務大臣に報告し、また専ら外務省欧米局と協議して、ブラジル政府より認可せられたる移民五カ年計画の実行に取掛つた。

この時、戦前に存在したる移民取扱機関は總て壊滅的狀態にあり、且つ移民の送出は戦後最初のものでもあつたので、外務省は昭和二十七年六月二十七日附欧米二第二〇六号外務事務次官名を以て農林事務次官宛、昭和二十七年送出の移民の募集及び選考事務を農林省に依頼する旨申入れた。尤もこれが最後の選考は、各府県農地部より推薦される移民希望者中より、外務農林及びアマゾンニア産業研究所が共同してこれに当ることとした。

昭和二十八年度は農業開拓移民に限つて、募集の窓口には農林省が当り、最終選考は外務、農林両省に於て行つた。これがため、各都道府県に於ては（移民課を設置した和歌山県を除き）移民事務取扱部局が複雑となり、非能率性と煩瑣性が痛感せられ、中央に於ける所管の統一について熾烈なる要望が起るに至つた。

かくて、所管問題に關して外務、農林両省の間に久しく一致を見なかつたが、昭和二十九年七月二十日に至り妥結し、左の如き閣議決定を見たので所管問題は一応これによつて解決せられた。

海外移住に關する事務調整についての閣議決定案

- 一、海外移住に關する主務官庁は外務省とする。但し農業移民の募集、選考、訓練及び現地技術調査は外務、農林両省の所管とする。
- 二、外務省内に移住関係官庁の連絡会を設け、各省事務の連絡統一を計るものとする。
- 三、農業移民の募集、選考、訓練及び現地技術調査は農林省がこれを担当する。但し右について農林省は主務官庁たる外務省との協議を必要とし、且つ連絡会の決定に従うものとする。
- 四、海外移住に關する事務の実施は民間団体たる日本海外協会連合会及びその組織団体たる地方海外協会をして国内国外を通じて一元的に行わしめるものとする。

- 五、農業移民選考の最終決定は日本海外協会連合会か外務、農林両省の指示を受けてこれを決定する。
- 六、日本海外協会連合会及び地方海外協会の法制化については、速かにこれが実現を期する。

第四章 移民送出機関

第一節 戦前の移民送出機関

戦前のわが中南米移民事業は拓務省及び外務省の指導、監督の下に、ブラジルについては海外移住組合連合会、海外興業株式会社、アマゾンニア産業株式会社、南米拓植株式会社等が、パラグワイについては海外移住組合連合会が、移民の募集、選考及び送出事務に携わり、移民に対しては政府資金を以て原則として一人当り二百円の渡航費及び五十円の支度料を補助支給していた。

しかし乍ら、第二次大戦の勃発とともに、わが移民の送出は不可能なる状態となり、終戦後も移民送出の途は久しく開けなかつたため、右連合会は解散し、他の諸会社も概ね解散するに至つた。

第二節 戦後初期の送出機関

既に述べたるが如く、昭和二十六年十月、ブラジル政府は我方に対し昭和二十七年以降五カ年間に農業移民五千家族をアマゾン流域に誘入することを許可した。然るに移民送出機関については、その性格、構成等について各種の議論あり遂に意見の一致を見ず、昭和二十七年に入つたが、当初はその送出数も少数であつたため、一応便宜的措施として募集、選考、送出の事務は原則として政府で行うこととした。而して募集、選考に関しては、要求せられる移民が当時多く農業開拓移民であつたためと外務省には内地各府県に下部組織を持つていないために、二十七年の送出予定数百五十家族については、その募集、選考事務を外務省より農林省に依頼した。（昭和二七、六、二七日附外務事務次官宛農林事務次官宛書信）すなわち官が直接その業務を担当したわけである。

これに依つて農林省は各府県にある下部機構を通じて移民適格者を選定して中央に報告せしめ、その推薦にかゝるものについて、外務省、農林省当局及びアマゾニア産業研究所理事長に於て最終詮衡を行つた。

渡航費は貸付手続の便宜と回収の確実を期する上から財団法人アマゾニア産業研究所に貸付け、同研究所よりそれぞれの移民に対し外務省貸付と同一条件を以て貸付けしむることとした。

その後、昭和二十七年八月に至りサンパウロ在住松原安太郎もマットグロソ州ドラドリス及びバイヤ州ウナの連邦入植地に対し、合計四千家族を誘入する許可を与えられたるを以て昭和二十八年度の移民送出については、北伯及びアマゾン流域への移民送出は財団法人アマゾニア産業研究所、バイヤ及びマットグロソ地方への移民は松原安太郎の意向を考慮して日伯協会及び和歌山県海外協会を通ずることとした。

かくて昭和二十七年及び昭和二十八年度に送出を見たる移民数及び分布は左の通りである。

年次 送先国 入植地 家族数 人員

昭和二十七年	ブラジル	アマゾン下流域	一七	五四
昭和二十八年	"	アマゾン アカラ	二九	一八一
"	"	アマゾン モンテアレグレ連邦植民地	二四	一六〇
"	"	アマゾン マナカブル連邦植民地	二三	一三九
"	"	アマゾン パ領植民地（マクビー）	二四	一四三
"	"	アマゾン パ領植民地（ファゼンジンニヤ）	五	三四
"	"	アマゾン ベレン近郊	一一	六五
"	"	ドラドリス 連邦植民地	五九	三二七
"	"	ドラドリス 私有地	一五	一〇〇
"	"	ウナ連邦植民地	二三	一三五
"	"	ジャイバ連邦植民地	五	三八
"	"	イツベール連邦植民地	一〇	六二
"	"	リオ附近私有耕地	一六	八一
"	"	ミナスセラエス私有地	五	二三
"	"	バイヤ私有地	一	六
"	パラグワイ	ラ・コルメーナ	三	一八
計			二七〇	一、五五六

一五

一四

第三節 財団法人日本海外協会連合会の設立

以上述べたるが如く、昭和二十七年及び同二十八年に於ては、移民の募集選考は政府がこれに当り、送出の事務は財団法人アマゾン産業研究所外二団体をしてこれに当らしめたが、かくの如きは移民再開当初の応急措置であつて今後飛躍的に増大すべき移民事業に對しては根本的に再検討すべき必要があり、恒久的且つ一元的な移民送出機関の設立は各方面の要望する所となつた。即ち移民事業に於ては、出移民國に於ける募集、選考、送出等の所謂送出業務と、入移民國における受入、輸送、配膳、生活指導等の業務が密接不可分の連関を保ち、綜合的に運営されなければならぬことは言うまでもないが、かかる事業にわが政府機関が直接介入し、現業部門を担当することは、往々にして受入國の移民政策と直接摩擦を生じ、特に國家的意識が熾烈化しつつある中南米諸國に對する場合は、不當なる内政干渉等の誤解を生じ、ようやく芽生えんとしつつあるわが國及びわが國民に對する好感情をも逆転せしむる虞れなしとしない。

殊に戦後移民事業の特長は、渡航費の貸付及びその回収事務である。戦前は移民に對し原則として政府資金をもつて一人当り二百円の渡航費及び同五十円の支度料を補助支給していた。

然るに、戦後の渡航費はわが貨幣価値の低落も原因して一人当り十二万円前後を要するに至り、一家族五人とするも總計六十万円の資金を要することとなる。従つてこれを一々政府資金によつて補助するが如きはわが財政の許さなところであり、さりとて移民自体がこの資金を自ら支弁し得るかと言へば、これまた甚だ難事と言わねばならぬ。

これを以て種々考究の結果、政府はこの資金を貸付け、四年据置き八年賦を以て十二年間に回収することとした。

而してこの貸付金は年々數億を數え、今後十年間の内には恐らく百億に近き巨額のものとなるであらう。従つてこれが回収及び運営の事務は、移民取扱いの側に當るものの最も重要な業務の一つであらねばならぬ。然し乍らかくの如き資金の貸付等の業務を政府が直接行うことの不可なる所以は前述の通りである。従つて日本にありてこの資金を政府より借受け、移民に貸付け、現地にありてこれを回収し管理しまたは政府に返還する機関は一元的のものであることが好ましい。

偶々戦前より各府縣にありては在外邦人と連絡をとり得る海外協会が存在しておつたが、戦時中多くはその事業を中止しておつたところ、最近に至り、ブルジル移民の途拓くるや、俄然として復活の運動が起り、幾何ならずして二十數縣に再開または新設せらるるに至つた。

一方中央に於ても、戦後幾つかの移民団体が設立され、競つて自ら移民事業の中核機関たらんと活動を始めた。然し乍ら、何れも未だその内容を充實せず且つ全国的に統一されてゐないため、移民送出機関として実務を取扱う段階に至らず、政府は已むなくアマゾン産業研究所外二機関を利用し、政府自ら移民の事務を取扱つた。然るに、移民の数は漸を追うて増加する傾向を示すと共に、優秀なる移民を確保するには、啓蒙宣伝を徹底せしめる必要上、一切の業務を官庁のみで実施する方法は、必ずしも最善とはいえない。また、實際に移民の選考から定着するまで、及び貸付渡航費の回収等、複雑なる事務の遂行は、強力なる民間団体の協力があつて、はじめて成功するものであることは、諸外國の例に見ても明かなことである。

かくて、海外移住に関する連合会結成の議は、先ず各地方の海外協会に於て、その必要が主張せられ、また予てよ

りこれを目標として中央に結成されたる社団法人海外移住中央協会に於ても、役員総会に於てこれを決議し、各府県の海外協会を打つて一丸とする財団法人日本海外協会連合会の結成を促進し、以て移民送出の民間中枢機関たらしむべく外務大臣に対し請願書を提出したのである。

一方、外務省内に設置された海外移住懇談会においても、移民局の設置と共に、財団法人日本海外協会連合会を設立し、政府と表裏一体となつて移住に関する事務を行わしめることが急務である旨の答申が決議せられた。よつて社団法人海外移住中央協会、府県海外協会及び海外移住に熱意を有する有志が相寄つて發起人となり、財団法人日本海外協会連合会を設立することとなり、その認可を申請したところ、外務省は昭和二十九年一月五日附を以てこれを認可した。

而して、財団法人日本海外協会連合会は、既述の海外移住に関する事務調整についての閣議決定第四項に於て明かに示されたるが如く、海外移住に関する事務を国内国外を通じて一元的に実施する唯一の機関となつた。

第五章 現地受入機関について

第一節 現地受入機関の現状

現地受入機関は、移民の受入、配耕、定着に至るまでの一切の世話をなし、又當農資金の融資斡旋、連合会を通じて

ての政府貸付金の回収等に當るものであつて、事業の成否は本機関の活動に俟つところが多い。蓋し本機関は単に連邦植民地その他への入植斡旋をなすのみにあらず、時によりては、相手國政府と交渉して、若し許されるれば、企業計画を立て、これに要する諸般の施設をなし以て独自の植民地を創設し日本移民の入植を積極的に圖るが如き任務をも併せ行うべきものである。

終戦後、移民が再開せられてから今日までは、アマゾン流域に於ては、元アマゾン産業株式会社支配人辻小太郎が、ベレン市にアマゾン経済開発株式会社を設立して受入機関としての事務を取扱つてゐる。中部ブラジル地域に於てはサンパウロ市に松原安太郎を代表とする日本拓殖協同組合が設立せられて同じく受入の事務を行つてゐる。

また戦前から設立されている現地の受入機関にブラジル拓殖組合とパラグワイ拓殖組合とがある。

ブラジル拓殖組合は、日南産業株式会社の現地機関として、サンパウロ州にバストス、チエテ及びアリアンサの三移住地、パラナ州にドレスバラス移住地を經營した。

パラグワイ拓殖組合は海外移住組合連合会（清算法人）の現地機関であつて、ラ・コルメーナ移住地の經營に當つた。現在日本人一〇九家族が組合員である。

右の外アルゼンチンに於て小森幸一を代表とするアルゼンチン拓殖協同組合が設立され、土地の開墾、産業の發展、技術指導のため移住するものの共同の利益につくすことを目的とし、移住地の選定、購入、設置、賃貸及び分譲を行い、開拓または生産拡充に要する資本金の貸付等をも行うこととなつてゐる。

なお、養蚕移民の現地受入機関としては、パウリスタ養蚕協会がこれに當ることになつてゐる。養蚕協会は事務所をサンパウロ市に置き、サンパウロ州内養蚕界の利益並びに權利を擁護し、養蚕技術の改善とその發展とを計ること

を目的としている。
また、南米第一と称されるコチア産業組合は、同組合員のコロノ移民招致に当つて、その現地受入機関たることを約束してをり、コロンビア国に於ては現に驚異的發展を遂げてゐる五十数家族の日本人移民によつて組織せられてゐる日本人農業会が、約六万五千ドルを拠出し現地受入機関として新移民の世話をする事となつてゐる。
ボリビアに於ては、現地在留邦人がオリエント農工株式会社を組織し、製糖事業を中心とする日本移民に対する一切の受入業務を引受ける旨を明かにしてゐる。

第二節 現地受入機構整備案

以上の如く、現地受入機関は、單にブラジル国だけを見ても、個々まちまちに分れており、ブラジル以外に於けるものも随時隨所に設立せられ、日本側とは直接何等の連絡を有せざるのみならず、相互間の関連性をも持たない。かくては到底その本来の任務を完全に遂行することは出来ない。
既に去る二月財団法人日本海外協会連合会が設立され、政府は國の内外を通じて一切の移民事務を同連合会に委任することとなつた以上、現地受入機関の整備を考える場合にもこれとの関連を無視してはならない。
凡そ、現地受入機関の整備について考究するにその対策の基調は、
一、内外地を通じ移民の送出、受入の業務が一体的に運用されるような機構であること。
二、対外移民の特殊性から機構人事及び運営上對外的考慮が必要であること。

三、現在の在伯移民受入機構不備の根本原因に鑑み資金的に最少限度必要額が保証され且つ在伯邦人關係機関の善意と総力が結集され実務機関として能率的な活動をなし得る性格のものであること。

四、非營利的な民間機構であること。

五、伯国内の地域的特殊性即ち北伯、中伯、南伯等の特殊事情が考慮されるべきこと。

六、必ずしも既存の機関にこだわることなく理想的な形体を目途とすべきであるが、既存機関の実力特に人的對外信用を活用する必要があること。

七、在伯日本公館と事実上表裏一体となり、移民外交の推進に寄与し得るものであること。

等の諸点を考慮に入れる必要があり、また機構整備に関する案としては、

一、既存の全伯移民機関を統合し単一の組織とし、これを連合会の支部とする案

二、地域的に北伯と中南伯とに分ち、北伯は現在の辻機関を充実強化、中南伯はブラ拓及び松原機関を統合した機関を設立し、それぞれ連合会の支部とする案

三、第二案の中ブラ拓を南伯、松原機関を中伯と地域を分ちそれぞれ連合会の支部とする案

四、既存機関（松原、辻、ブラ拓、その他）を充実整備すると共に、これ等を下部組織とする中央連絡機関を設け、移民の促進、受入準備、貸付金の綜合処理、委託金の配分その他移民業務に関する一切の連絡提携を図る案等がある。

前項諸案は何れも現地の情勢から判断し直ちに実現可能なものではない、また実現されたとしても必ずしも適當の案とも思われない。

特にブラ拓及び日南の整理問題と新組織とを関連せしめようとすることは本末混淆の虞れあり、適当とは思えない。

凡そかかる移殖民事業の実行機関に、日本政府が直接当るが如き誤解を起さしむる機構は極力これを避けねばならぬ。政府の支援を得た強力なる民間団体によつて運行されるものたることを明確する必要がある。

吾等はこれ等の諸点を考慮のうちに、次の如き一案を提唱したい。即ち現地の実情に鑑み、北伯に北伯拓殖協同組合、中南伯に(中伯、南伯と別ける時期が来るかも知れぬ)中南伯拓殖協同組合を設け、これ等を下部組織とする中央機関を首都リオデジャネイロ市に設置する。この中央機関は伯国法による法人組織であつて、財団法人日本海外協会連合会の伯国支部的役割を果すもので、その権限、義務等については、両者間の詳細なる契約によつて明確にしておく。

この在伯中央機関は理事会によつて運行され、理事会の議長は連合会より特派せる理事がこれに当り、北伯及び中南伯協同組合長並びに練達堪能の士若干名を以て理事会を組織し、現地一切の事業の起案、予算の編成に当り、事業の運営、予算の実行は総て連合会の承認を得てこれを行うものとする。

勿論、本案を実行に移す場合には、各般の予備的措置特に予算、人事等については慎重なる考慮が払われねばならぬ。従つて漸進的に一、二の段階を経て実施することが有効であると思われる。右につき具体的方策を考慮すれば次の如し。

一、本案は昭和三十年より実施する。

二、現地に於ける事業計画は、在伯中央機関の理事会に於て決定し、予算案編成前に連合会東京本部の承認を得ること。

三、予算は総括して連合会本部より外務省に提出すること。

四、人事についても予め定員等を決定し置くこと。なお、重要な人事は連合会本部の承認を得ることである。

第六章 移住団体法制化に伴う研究

移住団体法制化については、既存の移民保護法、移住団体法、移住資金に関する法律及び海外移住者の財産整理に関する法律を一括して一つの海外移民法とする考え方と、既存の移民保護法の如きは既に時勢に適應せざるを以てこれを廢棄し残余の法案も個々に法文化すべきものとする考え方とがある。今右二つの考え方の内前者を前提として考へすべき研究事項を列記すれば左の通りである。

第一節 移民保護法に関する問題

一、前提——移民保護法の制定は必要なきに非ずや。

二、必要ありとすれば、左の事項を規定する考え方。

(一) 移民の範囲を限定する。

二四
例えば「移民とは外国に永住して農、林、漁業の経営、雇傭労働その他主務大臣の定める事務に従事することを目的として渡航するものをいう」

- (一) 移民の渡航を許可制度とする。
- (二) 移民の募集、渡航の斡旋、移住資金の貸付を業とするものを移民取扱人とし許可を受けしむ。
- (三) 移民取扱人をして保証金を納付せしめる。
- (四) 移民の輸送を行う船業者、航空業者をして許可を受けしめる。
- (五) 許可に違反した者は相当の制裁を加える。

問題点

現在行われている呼寄せ移民を営利事業として取扱つてゐる業者を取締り得るか。

第二節 海外移住団体法案に関する問題

一、出資団体とする考え方

- (一) 昭和二年三月法律第二十五号の海外移住組合法と同様の出資による協同組合組織とする。
- (二) 海外移住組合は移民の募集、選考、教養、送出、財産の処分援助、移住資金の貸付、その他海外移住の援助、促進、移住資金の貯金に必要な事業を行うことを目的とする。
- (三) 単位組合の区域は都道府県とする。

四 府県海外移住組合の組合員は、第一種組合員、第二種組合員とし、第一種組合員は個人または団体とし、海外移住を助成するために加入し、第二種組合員は自ら海外に移住するため加入するものとする。

五 組合員は一定金額の出資をする。

六 移住組合は有限責任とする。

七 全国連合会は都道府県組合を以て組織し、組合以外の団体も会員となり得ること。出資団体で有限責任とする。

八 連合会の目的事業を組合と同様とするの外、現地に於ける日本人移民に必要な施設及び貸付金の取立等を行う。

九 組合及び連合会は許可制とする。

十 政府は組合及び連合会に対し一定の助成金または委託金を交付し若しくは出資する。

二、公益法人とする考え方

(一) 現在の財団法人である海外協会と同様の海外移住に関する事業を目的とする公益法人たる海外協会とし、都道府県海外協会及び海外協会連合会の二種とする。

(二) 都道府県海外協会の会員は移住組合の組合員に準ずる。

(三) 都道府県海外協会の基本金は五十万円以上とし、一定間に会員その他のものが拠金すること。

(四) 都道府県海外協会の目的及び事業は組合と同様とする。

(五) 海外協会連合会は都道府県海外協会その他海外移住事業を行う団体を会員とする。

- 二六
- (イ) 海外協会連合会の資本金は式千円以上とし、会員その他のものが拠金する。
 - (ロ) 海外協会連合会の目的及び事業は移住組合連合会と同様とする。
 - (ハ) 海外協会は許可制度とする。
 - (ニ) 政府及び都道府県は、海外協会に基本金造成のため一定資金を交付し、且つ助成金または委託費を交付することができる。

第三節 海外移住貸付金法案に関する問題

- 一、政府に海外移住資金特別会計を設置し、その特別会計より貸付ける考え方
- (一) 特別会計法は、他の金融機関よりは借ることが出来ない長期低利の海外移住資金を政府が日本海外協会連合会を通じて、海外移住者に貸付し、以て海外移住を援助し、促進することを目的とする。
 - (二) 政府は特別会計に対し毎年一定額（少くとも五億円以上）の海外移住貸付金を繰入れるものとする。
 - (三) 特別会計は償還金をも繰入れ、くり返し使用し得るものとする。
 - (四) 貸付金は渡航資金及び現地に於ける経営資金とする。
 - (五) 海外移住資金の貸付は五分五厘以内の利率とし、四年以内の据置き、事後八ヶ年以内の割賦償還とし、また据置き期間中は利子を免除し、資金を借入れたる海外移住者の死亡、その他已むを得ざる事由により償還不能または困難となつたものについては、債務の免除、減額または償還期間の延長の恩典を認める。

- 二、農林漁業金融公庫の如き海外移住金融公庫を設置し、右の公庫より海外移住資金を貸付する考え方
- (一) 海外移住金融公庫（以下公庫と略称）は海外移住を促進するため、他の金融機関よりは借入れることのできな長期低利の海外移住資金を無担保にて貸付することを目的とする。
 - (二) 公庫は公法人とし、その資本金を五十億円とし、全額政府出資とする。必要に応じて増資することができる。
 - (三) 公庫は政府のみから借入することができる。
 - (四) 公庫の事業は海外移住を促進するために海外移住者に対し一の国の如き資金の貸付及びその取立を行うものとする。
 - (五) 公庫の役員は全部政府が任命する。その任命は海外移住に関する政府の委員会に諮問する。
 - (六) 政府は公庫に事務費を交付する。
 - (七) 公庫を設立するときは、中央の海外移住団体は海外移住資金の貸付は行わないものとする。
- 三、農林中央金庫の如き海外移住中央金庫を設置し、海外移住資金を貸付ける考え方
- (一) 海外移住中央金庫は普通金利の移住資金を長期にて貸付するものとする。
 - (二) 中央金庫は法人とし、その資本金は五十億円とし、政府、海外移住団体等がその出資者となる。
 - (三) 中央金庫の組織者は政府、海外団体、各種の農林団体、商工団体等とする。

- 四 出資金の外政府の預金部資金の借入、債券の発行、海外移住者の移住貯金等による資金を貸付資金に充てる。
- 五 その他大体農林中央金庫に準ずるものとする。
- 六 中央金庫ができれば、日本海外協会連合会は資金の貸付を行わない。
- 七 特別会計を設けず単なる融通法とする考え方、融通の条件等は特別会計と同一とする。

第四節 海外移住者の財産整理法案に関する問題

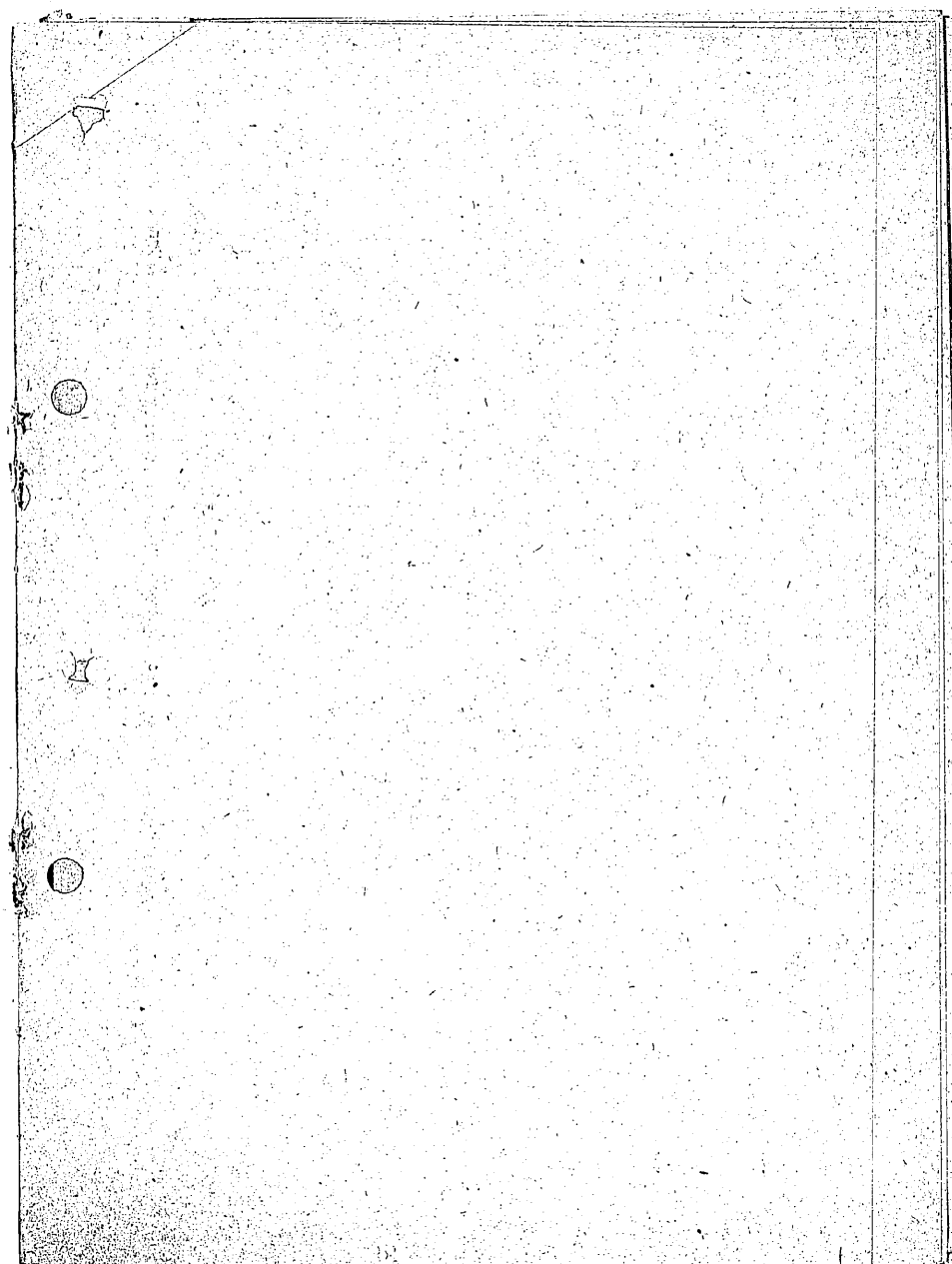
- 一、海外渡航者の財産が不当に低廉なる価格で処分される現状に鑑み、何等かの法制を必要とするや否や。
- 二、必要とすれば左の事項を規定する必要がある。
- (一) 市町村に役場、農業委員、協同組合、婦人会、青年会、学校、民生委員、警察等の代表者を以て委員会を組織し、財産処分を審議すること。
- (二) 財産の評価は右委員会の議を経て知事の承認を受けること。
- (三) 知事は不当に廉価なる場合は右の許可の訂正を命じ得ること。
- (四) 当該市町村の金融機関は一項の委員会の申請により、移住者の処分財産を担保として移住者に資金の貸付を行うことができる。
- (五) その貸付金額は、一項の委員会の評価額の範囲内に於て委員会と金融機関が協定して定める。
- (六) 海外移住者が渡航後財産が処分されたる場合に於て、貸付金を控除し残余を生じたときは、渡航者の政府より還する。

の借入金の返済に充当し、不足するときは、渡航者より現地駐在の日本海外協会連合会の現地機関が取立てて返還する。

RA'-0292

0292

第四分科会(米州關係及び移民問題)
移民問題報告書附屬書
昭和二十九年九月
発行所 自由党外交調査会
東京都千代田区永田町一ノ一七
電話電ヶ関(58)〇二二一五
印刷所 株式 秀英社
東京都千代田区神田小川町三ノ三

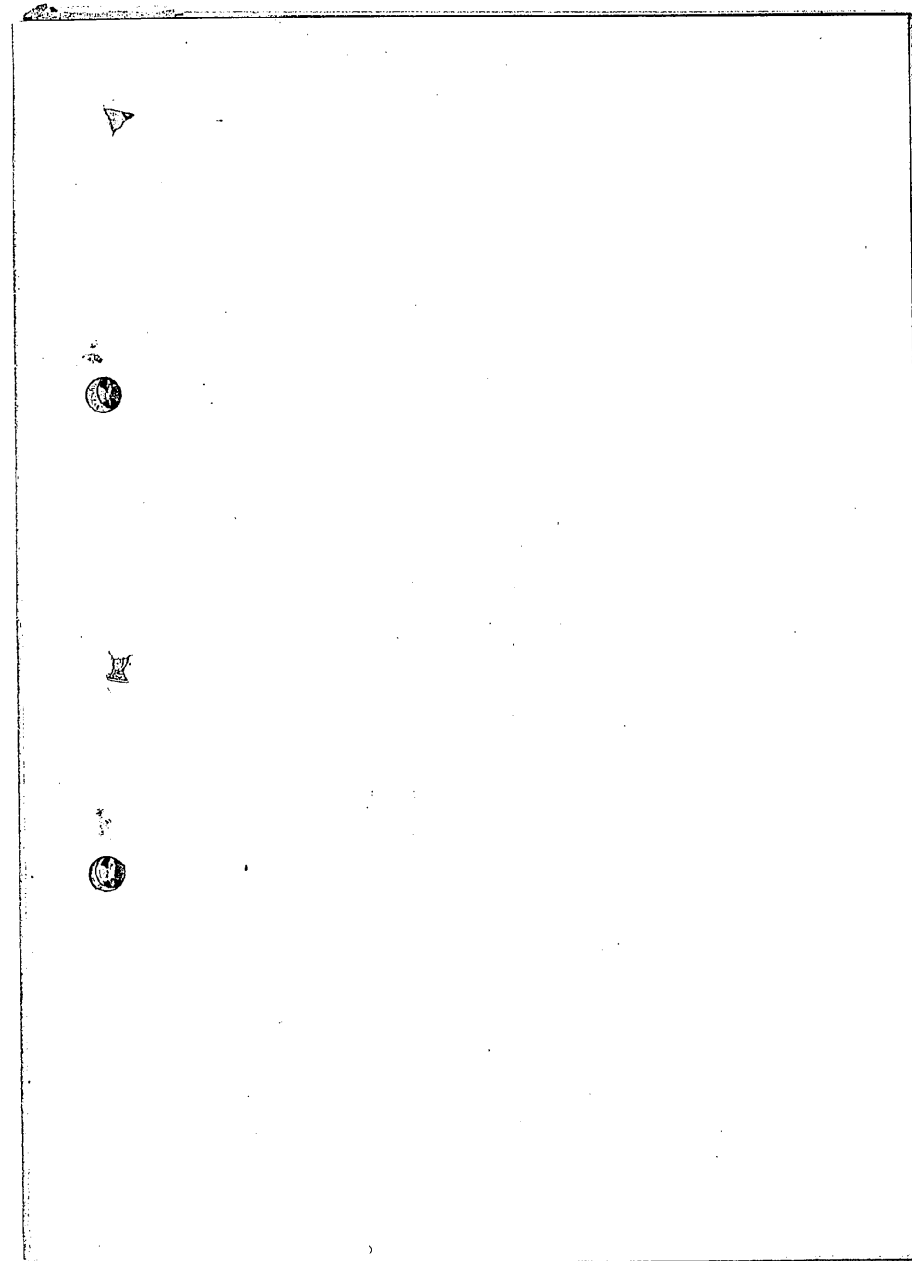


外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



RA'-0292

0293

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

R E P O R T

of the

FOREIGN AFFAIRS RESEARCH COMMITTEE

LIBERAL PARTY

(Translation)

(This Report was made by the Committee
on September 2, 1954 and adopted by the
General Executive Board of the Liberal
Party on September 11.)

Contents

	Page
Section I Analysis of the International Situation.....	1
Section II Basic Objectives of Japan's Foreign Policy.....	3
1. Attainment of a Position of Full Independence.....	3
2. Security.....	4
3. Economic Stabilization and Attainment of Self-Support.....	5
4. Contribution to Stabilization of Asia and World Peace.....	8
Section III Japan's Foreign Policy.....	8
1. The United States.....	9
2. Southeast Asian Countries.....	10
3. Great Britain.....	11
4. Communist China.....	11
5. The Soviet Union.....	12
6. The Republic of Korea.....	13
7. Nationalist China.....	13
8. Central and South America.....	13
Section IV Strengthening of the Diplomatic Machinery.....	14
Section V Dissemination of Information on Foreign Policy.....	15

RA'-0292

0294

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Section I
ANALYSIS OF THE INTERNATIONAL SITUATION

1. Although the possibilities of a relaxation of international tensions and of a temporary rapprochement between the democratic and communist worlds appear to have increased as a result of the truce in Indo-China, it is believed that the "cold war" will continue. The difficulties involved in the problem of German and Korean unification and the demand of Communist China for the "liberation" of Formosa endorse this observation.

2. Following the Indo-China truce the idea of co-existence between the democratic and communist camps has been popularized by the Soviet Union, Communist China, India, Britain and France and the so-called "roll-back" policy of the United States seemingly has suffered a setback. However, no important changes in the basic policies of the United States or of the Soviet Union and Communist China can be noted. Although it should be recognized that an atmosphere favoring "peace through talks" between the two worlds, as advocated by Britain, France, India and the other Colombo powers, has grown, no basic change can be noted in the British policy of "peace through strength" which they have long maintained vis a vis the Soviet bloc.

3. In view of the situation mentioned above, the western democracies are endeavoring in Europe to bolster the European collective defense structure. In Southeast Asia, the democracies are trying to establish a balance of power as against the communist bloc and to contain it from making further advances in the region. To this end they are planning to establish a Southeast Asia Collective Defense System and a Northeast Asia Collective Defense System and to tie into this general set-up a Marshall Plan for Asia and, for the purpose of organizing a collective security system for Southeast Asia, the United States, Britain, France, Australia, New Zealand, Thailand, Pakistan and the Philippines are meeting in Manila in early September.

4. Although the Communist influence has expanded in Asia and the international position of Communist China has gained in importance with the Indo-China truce, United States recognition of Communist China is not considered possible for some time to come. The question of Communist China's representation in the United Nations may be raised at the next meeting of the

- 2 -

General Assembly, but its recognition is considered highly difficult at this stage.

It is believed that the United States attitude toward the Nationalist Government in Formosa will remain unchanged. The United States has made clear its position that it is prepared to prevent with force any Communist Chinese attempt to "liberate" Formosa.

It appears that the relations between the Soviet Union and Communist China are becoming increasingly close. The situation as between the two is such that no important change, such as Communist China's becoming another Yugoslavia, can be expected. However, close attention should be paid to developments in the relations between these two countries.

5. The Soviet Union and Communist China will persistently carry on their peace offensive toward Japan, but it is impossible to believe that they have abandoned their basic and concealed policy of direct and indirect aggression against Japan. Their real intention is to alienate Japan from the United States, to neutralize Japan and eventually to draw Japan into the Communist orbit.

It should be mentioned in passing that the Communist activities in Japan should not be overlooked.

In the light of the observations given above, it is necessary to exercise the utmost caution against the peace offensive of the Soviet Union and Communist China.

6. It is observed that, since the truce in Indo-China, the United States has come to place greater expectations in Japan's role and has shown increased interest in the problems of stabilization of the Japanese economy. It appears that Britain also has begun to re-examine Japan's position in Asia and a more understanding attitude is being shown toward improving Japan's Southeast Asian trade as a means of enabling Japan to overcome its economic crisis. Generally speaking, the nations of the world appear to be showing increasing interest in the role of Japan in Asia. Hence, greater improvement of Japan's relations with Southeast Asian countries may be expected.

7. As a result of recent developments in the international situation and the rise of nationalism in Asia, the weight and voice of Asian countries in world affairs have increased. Hence, there is increased need to pay full respect

RA'-0292

0295

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

to the freedom, independence, prosperity and national sentiments of the peoples of Asia in the formulation of Asian policy.

Full caution should be exercised against tendencies to promote the infiltration of communism in the name of Asian nationalism and Asian liberation.

8. As the hot war ceased with the truce in Indo-China, the conversion of war industries to peacetime industries has been accelerated. A drop in international prices and keener trade competition are anticipated as a consequence. The likelihood of such Western currencies as the pound and mark becoming freely convertible is becoming strong. As its materialization is expected to permit freer and livelier international trade transactions, it behooves Japan to foster and strengthen the international competitive power of its industries. It is believed that such developments will encourage greater efforts among nations to expand East-West trade.

9. The international situation being as surveyed above, it is incumbent upon Japan to complete and secure its position of independence, effect economic stabilization, expand trade, promote closer cooperation with the free nations and establish relations of the good neighbor with Asian countries, for the stage has arrived where Japan should play a more active role in the maintenance of peace.

Section II

BASIC OBJECTIVES OF JAPAN'S FOREIGN POLICY

1. Attainment of a Position of Full Independence

Although Japan regained its independence with the coming into force of the Treaty of Peace, the following steps need to be taken in order to attain a position of full independence both in name and in fact.

- a. The defense power should be gradually increased and the defense set-up strengthened. In the future Japan should join an appropriate regional collective security system on the basis of reciprocity and equality.
- b. Japan should join such general international organizations as the United Nations and the General Agreement on Tariffs and Trade.
- c. Japan should conclude with other nations treaties of commerce

and navigation on the basis of equality and reciprocity.

d. Japan should recover territories which are historically and nationally Japanese (i.e., recovery of Habomai and Shikotan, restoration initially of administrative authority over the Bonin and Ryukyu Islands and future recovery of the Kuriles).

e. Japan should restore normal diplomatic relations or otherwise adjust relations with countries with which it has not yet normalized relations.

f. Japan should expedite the repatriation of its nationals still abroad and the release of Japanese war criminals.

NOTE: 1. Needless to say, efforts must be made to place the national economy on a self-supporting basis, parallel with the points indicated above, in order to attain a position of full independence.

(See sub-section below)

2. The problem of revision of the Constitution is left to the purview of the Committee for Study of the Constitution.

2. Security

In view of the communist menace in Asia, the problem of ensuring security is a matter of such great importance that it should not be put off. The following steps should be taken:

- a. At present Japan's defense power should progressively be increased on the one hand and the pattern of cooperation between Japan and the United States, based on the Security Treaty and the Mutual Defense Assistance Agreement should be strengthened on the other. At the same time, Japan should give its wholehearted cooperation to the United Nations and rely upon the cooperation of the U.N. in the maintenance of the security of Japan.
- b. Japan should endeavor to gain admission into the United Nations as soon as possible and participate in its collective security organization.

- c. Although Japan is unable to join a Southeast Asia defense organization or a Northeast Asia defense organization if they are created as a military alliance, because of the provisions of the Constitution, it should cooperate in other aspects, such as in the economic field.
- d. As both Formosa and South Korea occupy important positions in respect of security, cooperation should be given them in every way possible to keep them on the side of the free nations. Adjustment of relations with Korea should especially be effected as soon as possible.
- e. In view of the communist influence in Asia, Japan should cooperate with the free nations of Asia in the political, economic and cultural fields and thereby strengthen its ties with them. Japan should offer every possible cooperation to assist the development of the economies of these countries and to support measures to strengthen their anti-communist position.
- f. So far as circumstances permit, relations with the Soviet Union and Communist China should be adjusted.

3. Economic Stabilization and Attainment of Self-Support

Economic stabilization and self-support are essential if Japan is to attain full independence and secure its survival and progress as a nation. For this purpose the spirit of self-help and self-reliance must be upheld. While it is necessary to formulate and implement plans and policies to place the overall economy of Japan on a self-supporting position on the basis of the principle of self-help to every possible extent, the following steps should be taken under present conditions:

a. Promotion of Trade

- (1) Japan should push forward an economic foreign policy to secure freedom and equality of opportunity in the field of trade, formally join the General Agreement on Tariffs and Trade, conclude treaties of commerce and navigation and trade and tariff agreements and develop markets in Southeast Asia, the Near and Middle East, Africa and Central and South America.

- (2) While the emphasis should be placed upon the export of products of the heavy and chemical industries, the modernization and rationalization of industries should be vigorously undertaken with government guidance in order to reduce production costs. The textile and sundry goods industries should be studied from new angles and their exports should be further promoted.
- (3) With regard to the settlement of trade accounts, it is desirable, from the standpoint of promoting Japan's Southeast Asian trade, to obtain the cooperation of the United States and to establish a system of multilateral settlements which includes the United States and all Southeast Asian countries. If such an arrangement is not feasible, bilateral arrangements such as would permit as much switch trade and merchanting trade as possible should be entered into or as many triangular or quadrangular arrangements as possible should be established for this purpose.
- (4) As for the problem of planning trade as a means of expanding exports, one method is for the government to designate countries or areas from which important items are to be imported so that such countries or areas which import Japanese items may be given preference over others. With regard to special procurements and off-shore purchases, efforts should be made to increase them by obtaining a basic understanding with the United States Government on the type and scope of items to be purchased.
- (5) As for the problem of business firms, measures should be taken to effect mergers and with external relations fully in mind to provide for special protection and assistance in such matters as credits and taxes. Measures should also be adopted to encourage the smaller firms which handle specialized goods and other steps to assist trade such as the holding of sample fairs and encouraging firms to establish overseas branches should be taken. The Export and Import Transaction Law and the Anti-Monopoly Law should be revised and perfected.
- (6) With regard to imports, domestic demand should be curtailed in accordance with the export situation and the export of cotton

goods should be increased. A more vigorous campaign should be conducted to induce the people to buy domestically produced goods. Measures should be considered to curtail imports by increasing the degree of self-sufficiency in food and textiles and thereby effect a qualitative change in the pattern of imports.

(7) Efforts should be made to expand the overseas market survey network and agencies for advertising and publicizing Japanese markets abroad should be expanded and improved.

(8) Every possible cooperation should be given to international agencies engaged in trade and financing.

(9) The ocean-going merchant fleet should be enlarged and strengthened.

b. Promotion of the Aquatic Industries

(1) In view of the fact that South Korea, Communist China and the Soviet Union hinder the operation of Japanese fishing vessels on the high seas which normally should be free and accessible to all nations, thus seriously affecting the Japanese economy, measures should be taken vis a vis these countries to secure the safety of fisheries operations on the high seas (including the release of captured vessels and their crews and compensation for losses incurred).

(2) Every effort should be made to have the Japanese position on pearling operations in the Arafura Sea widely accepted.

(3) Efforts should be made with the understanding of and in cooperation with the people and authorities of the countries concerned to establish fishing bases on appropriate islands formerly under Japanese mandate. The fishing grounds of Central and South America may be developed with Japanese capital and technical cooperation.

(4) Methods should be developed to promote the export of Japanese fisheries products.

c. Economic Aid and Investments from the U.S. and Other Countries

While it should be the cardinal rule to effect economic stabilization and self-support on the basis of promotion of normal trade, Japan will have to rely for some time to come on assistance from the outside, such as U.S. technical assistance, surplus agricultural commodities, loans from the Export-Import Bank, increase in special procurement and offshore purchases, reduction in Japan's share for the support of U.S. Forces in Japan, lenient settlement of GARIOA and other U.S. aid, early materialization of World Bank loans and surplus agricultural commodities from Canada. With regard to these various forms of assistance Japan should conduct negotiations on the basis of overall plans for the attainment of economic self-support.

d. Invisible incomes from such sources as tourist trade and shipping should be increased.

To improve Japan's balance of international payments the ocean-going merchant fleet should be expanded and tourist trade should be promoted.

4. Contribution to Stabilization of Asia and World Peace

In order to enhance its international position and to promote its national interests, Japan must seek to establish its position as an important contributor to the stability of Asia, to contribute to the preservation of the freedom and promotion of the well-being of the peoples of Asia and thereby serve the cause of world peace and the welfare of humanity. Since the Indo-China truce the tendency has been noted not only in the United States but also in Britain and other countries to give greater attention to the role of Japan in the Asian scene. It is believed that the time has come when Japan should take the initiative in Asian questions - when Japan should project its own Asian policy.

Section III

JAPAN'S FOREIGN POLICY

Although Japan has not yet joined the United Nations, it is in a position

to give close cooperation to the United Nations, it is in a position to give close cooperation to the United Nations by virtue of the provisions in the Peace Treaty. Japan should continue strengthening its position in this respect while translating its policy of international cooperation into deeds by participating in the activities of the subordinate agencies of the United Nations and other international organizations. The following is a nation-by-nation summary of the foreign policy that should be pursued by Japan with respect to principal foreign nations.

1. The United States

- a. It should be the basic national policy to strengthen the pattern of Japanese-American cooperation and to contribute to world peace. While keeping in line with this policy, Japan should attempt to bolster its friendly relations with other nations, particularly those in Southeast Asia, adjust its relations with Great Britain, and adopt an elastic policy regarding its trade with the Communist bloc.
- b. In order to overcome the anti-American sentiments among a segment of the population, the reasons for the indispensability of cooperation with the United States should be driven home to the people. In this connection, the United States should be asked to consider such measures as restoration to Japan of administrative power over the Ryukyus and the Bonin islands, release of Japanese war criminals and elimination of friction between the people and the American security forces. In particular it should be requested that the United States make full compensation for the damages caused by the hydrogen-bomb tests.
- c. Military and economic assistance necessary for Japan's defense and economic stability should be accepted from the United States.
- d. Since Japanese-American trade occupies the most important position so far as Japan's international balance of payments is concerned, the United States should be asked to take necessary and proper measures to increase that trade.
- e. The good offices of the United States should be sought on such matters as Japanese-Korean relations, admission of Japan into the

GATT and promotion of Japan's trade with Southeast Asia and other regions.

- f. The United States should be asked to permit Japan to participate in the development of Alaska and adjacent areas.

2. Southeast Asian Countries

- a. Settlement of the reparations question, establishment of normal diplomatic relations with Burma, the Philippines and Indonesia, and strengthening of neighborly and friendly relations with other nations of Southeast Asia should be expedited.
- b. Political, economic and cultural cooperation between Japan and the free nations of Southeast Asia should be promoted in order to strengthen their position against Communist influence.
- c. Japan should cooperate in the economic development of Southeast Asian countries with a view to raising their living standards and strengthening their import purchasing power. It should also provide Southeast Asia with a stable market for its exports and thereby contribute towards increasing Japanese exports to that region.
- d. Japan's primary aim should be cooperation in the economic development program of each of these nations, and special care should be taken so as to avoid creating any mistaken impression that Japan is aiming at economic aggression in this region.
- e. Technical cooperation should be promoted with these countries, and, at the same time, technical cooperation and exportation of industrial technique should precede exportation of capital goods.
- f. In furthering economic cooperation with Southeast Asia, Japan should avoid directing its efforts in equal measure to every country and place priority on the more promising countries.
- g. Japan should promote and participate in the joint assistance of the United States, Britain and other countries for the economic development of Asia and make efforts so as to enable it to join the Colombo Plan.
- h. Japan should encourage the establishment of a Southeast Asian multilateral accounts settlement organization and join it.

- i. Japan should cooperate with the Economic Commission for Asia and the Far East (ECAFE) and endeavor to bring about the transfer of its Secretariat to Tokyo.

3. Great Britain

In view of Great Britain's international position which is based on the British Commonwealth of Nations, particularly in view of the powerful position it occupies in world trade, efforts should be made to strengthen Japanese-British relations while giving due consideration to the Japanese-American cooperation structure. Specifically,

- a. Conclusion of a Japanese-British commerce treaty should be expedited;
- b. With a view to promoting trade between the two countries, trade missions made up of businessmen should be exchanged thereby bringing the business interests of the two countries into contact with each other;
- c. British agreement to Japan's entry into the GATT and its favorable consideration with respect to increasing Japan's trade with Southeast Asia should be sought;
- d. Relations with the London banking market with regard to trade and finance should be strengthened parallel to restoration of the convertibility of the pound sterling;
- e. Japan should cooperate with SEATO, the Colombo Plan and other economic development programs for Southeast Asia;
- f. Efforts should be made to increase Japan's trade with the British Commonwealth of nations;
- g. Japan's relations with Canada, Burma, Pakistan, Ceylon, Malaya and Hongkong, etc. should be strengthened so as to help improve its relations with Britain generally; and
- h. Efforts should be made to improve British feeling toward Japan by expediting compensation for British prisoners of war in the last war and eliminating British misunderstanding about "unfair" Japanese competition.

4. Communist China

- a. The Chinese Communist regime should not be recognized at this stage.
- b. In order to have contact with the Communist Chinese and thereby be able to negotiate with them on such matters as trade and fishery, special organizations - one in each field - should be designated or set up (for instance, the Japan Red Cross Society in the repatriation field) and they should act as contacts between Japan and Communist China and negotiate with the competent authorities of the latter on matters within their respective fields.
- c. Although, for various reasons, large hopes cannot be placed, at least for some time, in the trade between Japan and Communist China, positive efforts should be made, in consultation with the United States and COCOM, to increase that trade and, accordingly, obstacles in the way of settlement of trade accounts between the two countries should be removed. With a view to increasing trade and settling the fishery and other pending problems between the two countries, the provisions relating to the coming and going of personnel concerned should be liberalized as much as possible while adhering to the basic lines of Japan's foreign policy.
- d. The repatriation of Japanese nationals and the release of Japanese war criminals should be expedited.

5. The Soviet Union

- a. Under the terms of the San Francisco Peace Treaty, Japan would be obliged to respond to a Soviet proposal for conclusion of a peace treaty along lines identical or essentially identical to those of the San Francisco Treaty until April 27, 1955. But even after that time, if the Soviet Union makes a peace treaty proposal, Japan should examine its terms and act accordingly. In any event, a treaty with terms too different from those of the San Francisco Treaty cannot be accepted.
- b. Regarding the establishment of agencies for actual contact with the Soviet Union the relaxation of restrictions on travel to and from the Soviet Union by those persons concerned with such problems

as fishery and trade, the repatriation of Japanese nationals still held in the Soviet Union and the release of Japanese war criminals, the same principles as those laid down with regard to Communist China should be applied.

c. Efforts should be made to increase Japan's trade with the Soviet Union, in view of the fact that such trade is under less severe restrictions than in the case of trade with Communist China and should not have any effect on Japan's relations with the Nationalist Government in Formosa.

6. The Republic of Korea

a. Friendly relations should be established with Korea by reopening the Japan-Korea talks at the earliest possible date and settling all the issues (such as the fisheries and Takeshima problems) pending between the two countries.

b. Special attention should be paid to the fact that Korea occupies a position which is vital from the standpoint of Japan's security.

7. Nationalist China

a. Efforts should be made to improve Japan's trade relations with Formosa and to maintain friendly relations with the Nationalist Government in Formosa.

b. All possible cooperation should be extended with respect to the defense of Formosa against Communist forces, in view of the fact that it is an important link in the line of defense against communism.

8. Central and South America

a. In view of the importance to Japan of trade with Central and South America, special attention should be paid to increasing Japan's trade with this region.

b. A far-reaching plan for sending Japanese emigrants to this should be formulated and implemented.

c. The system for receiving Japanese emigrants on the spot should be readjusted and improved and emigration organizations, loans to emigrants and disposal of the property of emigrants should be given

legal backing.

Section IV

STRENGTHENING OF THE DIPLOMATIC MACHINERY

In view of the march of international events and the need for an enormous increase in Japan's foreign trade, both government organs and the people should unite their efforts in furthering the nation's foreign policy and, at the same time, the machinery and personnel of the Ministry of Foreign Affairs and of its establishments should be strengthened and the budget for these agencies should be increased while laying emphasis on the following points:

a. The policy-making section of the Ministry of Foreign Affairs should be strengthened.

b. The information and investigation network with regard to Communist China should be expanded and strengthened.

c. In order to make possible the effective functioning of the nation's economic diplomacy with respect to Southeast Asia, the Near and the Middle East, Africa and Central and South America, areas which are promising as markets for Japanese exports, the machinery for this purpose should be expanded and strengthened and the budgetary appropriations should be increased; at the same time, the government agencies in charge of negotiations for commerce treaties and the like as well as those in charge of trade with Communist countries should also be strengthened. (The system of honorary consuls should be strengthened and expanded as much as possible).

d. The machinery dealing with emigration affairs should be expanded and strengthened and their budget increased.

e. The machinery for public information activities both at home and abroad should be expanded and strengthened and their budget increased.

f. The machinery for the promotion of cultural exchange should be expanded and strengthened and their budget increased.

- 15 -

Section V

DISSEMINATION OF INFORMATION ON FOREIGN POLICY

The Ministry of Foreign Affairs should expand and strengthen its domestic public information activities while the Liberal Party should strive to disseminate information on its foreign policy platform through pamphlets, lectures and other means and also fully utilize the lower echelons of the Party for this purpose.

RA'-0292

0302

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan